

第5期

# 小山市地域福祉活動計画



社会福祉法人 小山市社会福祉協議会



## はじめに

少子高齢化や核家族化の進行、地域社会のつながりや家族構成、生活様式の変化などから、家庭や地域の相互扶助機能が低下し、隣近所の繋がりが希薄になるなど、社会構造は大きく変化してきました。また、経済困窮や社会的孤立、更には権利擁護の問題など公的制度だけでは対応が困難な課題が広がっています。こうした状況を踏まえ、このたび「第5期小山市地域福祉活動計画」を策定しました。



策定にあたりましては、様々な分野で活躍されている関係者で構成する小山市地域福祉活動計画推進委員会を中心に、住民の皆様の意見をいただく機会を設けるとともに、小山市が策定する「第5期小山市地域福祉計画」との連携を図りながら、作業を進めてまいりました。

今後、地域福祉の推進を使命とする小山市社会福祉協議会は本計画を広く住民の皆様にお伝えし、本計画の基本理念であります「支え合おう地域の輪、創り出そう福祉文化」の実現に向けた取り組みを、住民の皆様との協力や連携、協働により取り組んでまいりますので、今後ともご支援・ご協力を賜りますよう、よろしく申し上げます。

最後に、本計画策定にご尽力いただきました推進委員をはじめ、ご協力していただきましたすべての皆様に心から感謝申し上げます。

令和8年（2026）年3月

小山市社会福祉協議会

会長 柿崎 全良



# 目次

|                                  |           |
|----------------------------------|-----------|
| <b>第1章 計画の概要</b> .....           | <b>2</b>  |
| 1 計画策定の背景と趣旨 .....               | 2         |
| 2 計画の位置付け .....                  | 3         |
| 3 計画の期間 .....                    | 4         |
| 4 計画の策定体制 .....                  | 4         |
| <b>第2章 地域福祉の現状と課題</b> .....      | <b>6</b>  |
| 1 地域福祉を取り巻く小山市の状況 .....          | 6         |
| 2 第4期小山市地域福祉活動計画の取り組み状況 .....    | 18        |
| 3 地域福祉に関する市民意識 ～アンケート調査から～ ..... | 22        |
| <b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....      | <b>36</b> |
| 1 基本理念 .....                     | 36        |
| 2 基本目標 .....                     | 37        |
| 3 計画の体系 .....                    | 38        |
| 4 地域福祉を推進するための圏域 .....           | 39        |
| <b>第4章 地域福祉活動の展開</b> .....       | <b>42</b> |
| 基本目標Ⅰ 私が学べる地域福祉の場 .....          | 42        |
| 基本目標Ⅱ みんなで考え支え合う仕組みづくり .....     | 51        |
| 基本目標Ⅲ 我々がともに生きる豊かな地域社会 .....     | 59        |
| <b>資料編</b> .....                 | <b>66</b> |
| 1 計画策定までの経過 .....                | 66        |
| 2 計画策定体制 .....                   | 67        |



# 第 1 章

## 計画の概要

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化や人口減少の進行に加え、単身世帯の増加や家族形態の多様化、デジタル化の進展など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。さらに、コロナ禍を経て顕在化した孤独・孤立の問題や、ヤングケアラー、8050問題、こどもの貧困、障がい者の社会的孤立など、福祉課題はより複雑かつ多様化しています。

こうした中で、行政による支援だけでは対応が難しいケースも増えており、地域住民や関係団体が連携し、共に支え合う仕組みづくりが求められています。



地域福祉活動計画では、こうした社会的背景を踏まえ、「地域共生社会」の実現を目指します。これは、年齢や障がいの有無、生活状況にかかわらず、誰もが地域の一員として尊重され、安心して暮らせる社会をつくることを意味します。地域の中で人と人がつながり、支え合う関係性を再構築することが、今後の持続可能な福祉の基盤となります。

本計画は、小山市に暮らすすべての人が「自分らしく生きる」ことを支えるため、住民・福祉関係者・行政が協働し、地域の課題を共有しながら解決に取り組むための指針です。地域の力を引き出し、多様な主体が参画することで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

## 2 計画の位置付け

社会福祉法に基づき、市町村は地域福祉を推進するために「地域福祉計画」を策定することが定められています。この計画は、小山市における地域福祉の基本的な方向性を示すものであり、地域における福祉サービスの適切な利用の推進や、福祉事業の健全な発展、住民の参加促進などを目的としています。

一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条第 1 項に位置づけられた市町村社会福祉協議会が中心となって策定する計画であり、これは、住民の地域福祉への参加意欲を高め、福祉施設や関係機関・団体との協力・連携を促進しながら、地域福祉を具体的に推進するための行動計画です。

これら二つの計画は、それぞれ異なる役割を担いながらも、地域福祉の向上を目指して連携して策定されます。

両計画が連携することで、行政の施策と住民主体の活動が調和し、地域全体で福祉を支える仕組みが構築されます。これにより、行政・住民・福祉関係者が一体となって、より実効性のある地域福祉の推進が可能となります。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

### 3 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、計画の期間内においても、社会情勢の変化や関連法制度の変更などが著しく生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

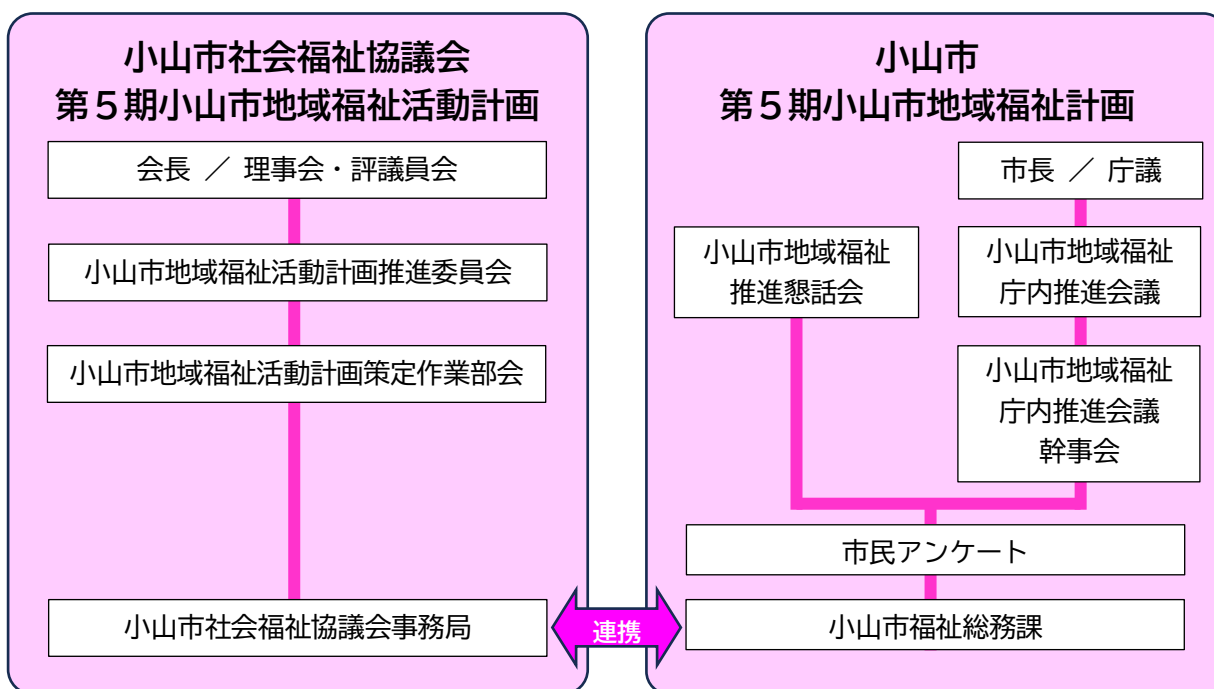


### 4 計画の策定体制

本計画は、地域共生社会の実現を目指し、地域住民、自治会、ボランティア団体、社会福祉事業者など多様な主体が参画し、協働で策定される計画です。市が実施した市民アンケートの結果を基に、地域の現状や課題を整理し、災害時における支え合いや、デジタル技術を活用した情報共有など、時代の変化に対応した取り組みを検討しました。

策定作業部会では、こうした課題解決に向けた方策や、地域で実践可能な活動について幅広く議論し、その内容を社会福祉協議会職員が分析・集約した上で、地域福祉活動計画推進委員会において、市の地域福祉計画との整合性を図りながら、計画案を取りまとめました。

本計画は、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指し、地域の力を結集するための指針として位置づけています。



## 第 2 章

### 地域福祉の現状と課題

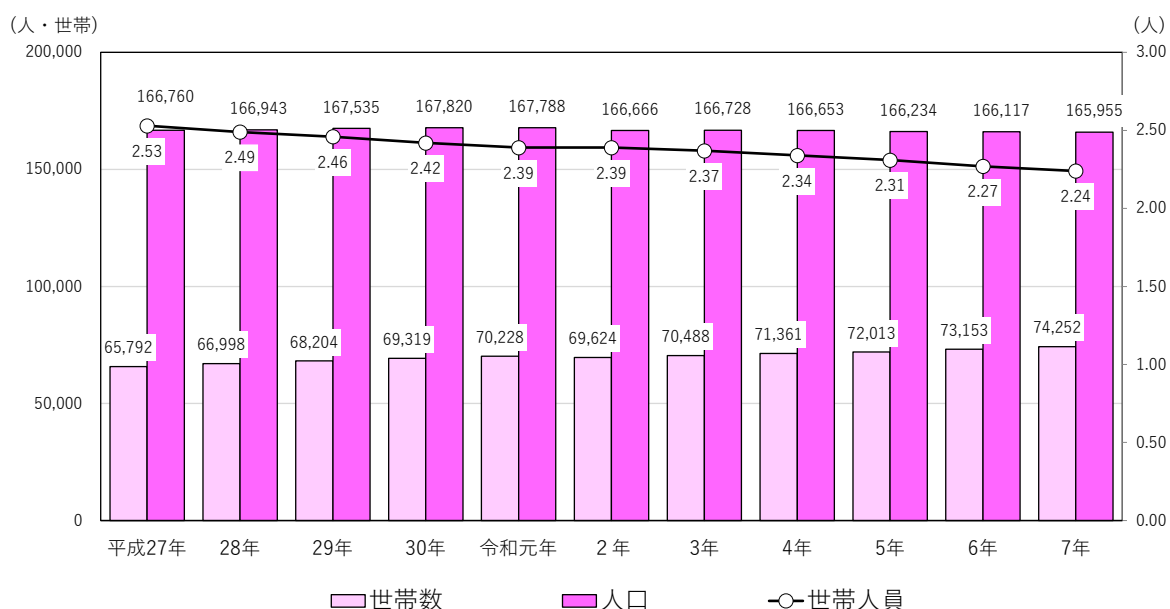
## 第2章 地域福祉の現状と課題

### 1 地域福祉を取り巻く小山市の状況

#### (1) 人口・世帯の状況

##### ①人口・世帯数の推移

本市の人口と世帯数は、令和7年4月1日現在で165,955人、74,252世帯、一世帯あたりの人員は2.24人となっています。平成27年以降人口は多少の増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移している一方で、世帯数は増加しており、それにより世帯人員は減少しています。

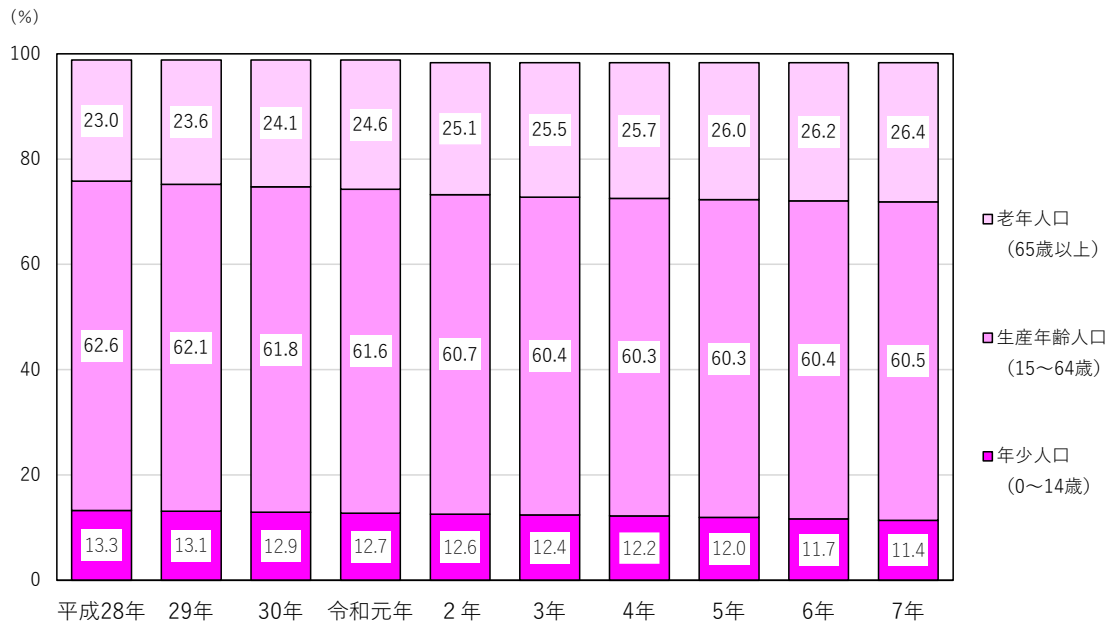


資料：栃木県 年齢別人口調査結果（各年10月1日現在）

## ②年齢別人口構成比の推移

令和7年4月1日現在の年少人口の割合は11.4%、生産年齢人口は60.5%、老年人口の割合（高齢化率）は26.4%となっています。

小山市における年齢別人口構成比の推移を見ると、平成28年以降、0～14歳の年少人口と15～64歳の実年齢人口は年々減少傾向にあり、65歳以上の老年人口の割合は増加が続いています。



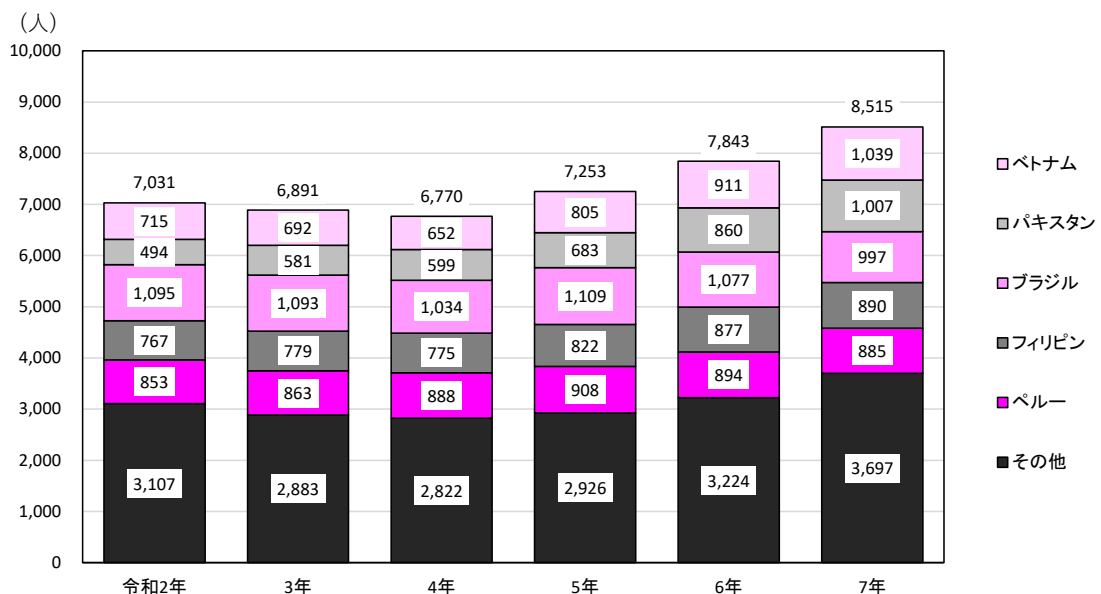
※総数には年齢不詳を含むため、年齢別構成の合計は100%にならない場合があります。

資料：栃木県 年齢別人口調査結果（各年10月1日現在）

## ③外国人の状況

本市の令和7年4月1日現在の外国籍市民は8,515人で、国籍ではベトナムが1,039人と最も多く、次いでパキスタンが1,007人、ブラジルが997人となっています。

総数は令和4年以降、年々増加しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

#### ④地区別の人口の推移

市内 10 地区別の人口を見ると、令和 7 年 10 月 1 日現在、小山地区が市の総人口の 32.8% を占めて最も多く、次いで大谷地区 (26.0%)、間々田地区 (17.6%)、桑地区 (12.4%) となっています。

平成 12 年から令和 7 年の推移を見ると、人口が増加しているのは小山地区、大谷地区、間々田地区の 3 地区のみで、他地区はすべて人口が減少しています。

(人・世帯)

| 地区名 | 人口      | 世帯数    | 世帯人員 | 人口構成比  |
|-----|---------|--------|------|--------|
| 小山  | 54,451  | 26,927 | 2.02 | 32.8%  |
| 大谷  | 43,168  | 19,356 | 2.23 | 26.0%  |
| 間々田 | 29,234  | 12,303 | 2.38 | 17.6%  |
| 生井  | 1,486   | 594    | 2.50 | 0.9%   |
| 寒川  | 1,163   | 447    | 2.60 | 0.7%   |
| 豊田  | 6,396   | 2,456  | 2.60 | 3.9%   |
| 中   | 1,909   | 725    | 2.63 | 1.2%   |
| 穂積  | 3,738   | 1,781  | 2.10 | 2.3%   |
| 桑   | 20,511  | 8,213  | 2.50 | 12.4%  |
| 絹   | 3,899   | 1,450  | 2.69 | 2.3%   |
| 合計  | 165,955 | 74,252 | 2.24 | 100.0% |

資料：小山市大字町丁名別世帯数及び人口推計（令和 7 年 10 月 1 日現在）

| 地区名 |                | 平成12年   | 平成17年   | 平成22年   | 平成27年   | 令和2年    | 令和7年    |
|-----|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 小山  | 人口             | 46,719  | 49,508  | 52,331  | 53,632  | 52,800  | 54,451  |
|     | 人口増加率<br>(前年比) |         | 6.0%    | 5.7%    | 2.5%    | -1.6%   | 3.1%    |
| 大谷  | 人口             | 35,473  | 38,051  | 40,441  | 42,438  | 43,311  | 43,168  |
|     | 人口増加率<br>(前年比) |         | 7.3%    | 6.3%    | 4.9%    | 2.1%    | -0.3%   |
| 間々田 | 人口             | 25,990  | 26,703  | 27,095  | 28,060  | 28,825  | 29,234  |
|     | 人口増加率<br>(前年比) |         | 2.7%    | 1.5%    | 3.6%    | 2.7%    | 1.4%    |
| 生井  | 人口             | 2,534   | 2,323   | 2,121   | 1,907   | 1,722   | 1,486   |
|     | 人口増加率<br>(前年比) |         | -8.3%   | -8.7%   | -10.1%  | -9.7%   | -13.7%  |
| 寒川  | 人口             | 1,909   | 1,761   | 1,653   | 1,495   | 1,331   | 1,163   |
|     | 人口増加率<br>(前年比) |         | -7.8%   | -6.1%   | -9.6%   | -11.0%  | -12.6%  |
| 豊田  | 人口             | 7,833   | 7,644   | 7,407   | 7,086   | 7,194   | 6,396   |
|     | 人口増加率<br>(前年比) |         | -2.4%   | -3.1%   | -4.3%   | 1.5%    | -11.1%  |
| 中   | 人口             | 2,963   | 2,775   | 2,637   | 2,465   | 2,181   | 1,909   |
|     | 人口増加率<br>(前年比) |         | -6.3%   | -5.0%   | -6.5%   | -11.5%  | -12.5%  |
| 穂積  | 人口             | 5,083   | 4,952   | 4,679   | 4,258   | 4,088   | 3,738   |
|     | 人口増加率<br>(前年比) |         | -2.6%   | -5.5%   | -9.0%   | -4.0%   | -8.6%   |
| 桑   | 人口             | 21,013  | 20,938  | 20,953  | 20,678  | 20,860  | 20,511  |
|     | 人口増加率<br>(前年比) |         | -0.4%   | 0.1%    | -1.3%   | 0.9%    | -1.7%   |
| 絹   | 人口             | 5,681   | 5,495   | 5,137   | 4,741   | 4,354   | 3,899   |
|     | 人口増加率<br>(前年比) |         | -3.3%   | -6.5%   | -7.7%   | -8.2%   | -10.5%  |
| 合計  | 人口             | 155,198 | 160,150 | 164,454 | 166,760 | 166,666 | 165,955 |
|     | 人口増加率<br>(前年比) |         | 3.2%    | 2.7%    | 1.4%    | -0.1%   | -0.4%   |

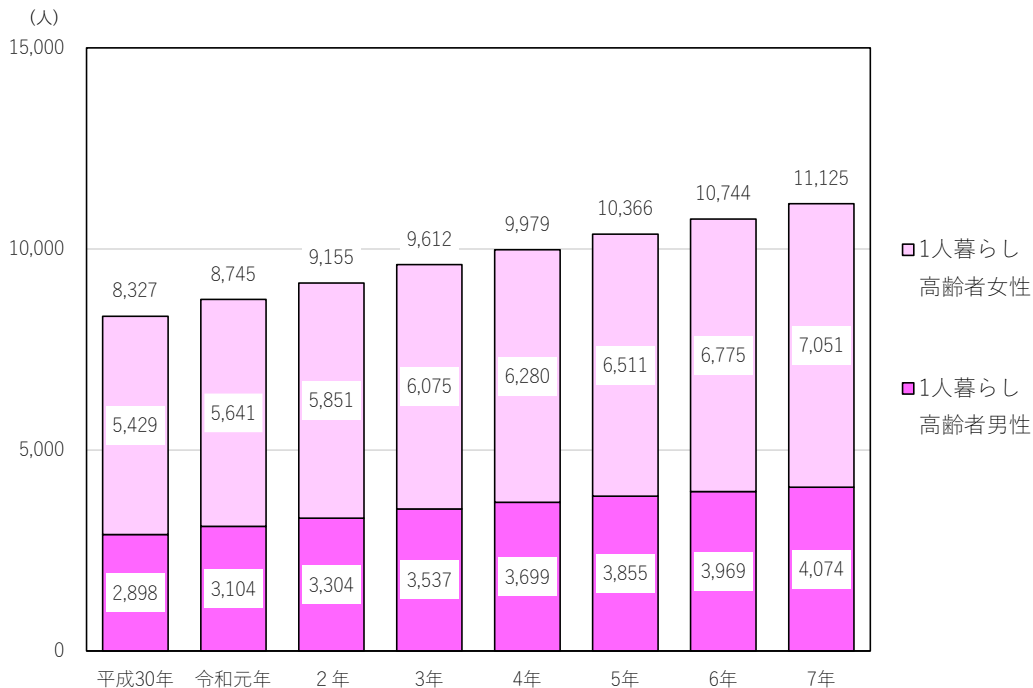
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）、令和 7 年は小山市大字町丁名別世帯数及び人口推計（10 月 1 日現在）

## (2) 高齢者を取り巻く状況

### ① 1人暮らし高齢者の状況

本市の1人暮らし高齢者は令和7年4月1日現在 11,125人で、うち男性は4,074人、女性は7,051人となっています。

平成30年から令和7年の推移を見ると、総数では2,798人の増加で、うち男性が1,622人の増加、女性が1,176人の増加となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

### ② 介護認定の状況

本市の要支援と要介護認定を受けている人は、令和7年3月31日現在で7,070人と、令和2年から820人増加しました。増加数が多いのは要支援1（280人）と要支援2（183人）で、要介護5は30人減少しています。

単位：人

|      | 令和2年  | 令和7年  | 増減数 |
|------|-------|-------|-----|
| 要支援1 | 833   | 1,113 | 280 |
| 要支援2 | 935   | 1,118 | 183 |
| 要介護1 | 1,408 | 1,564 | 156 |
| 要介護2 | 936   | 1,027 | 91  |
| 要介護3 | 816   | 870   | 54  |
| 要介護4 | 825   | 911   | 86  |
| 要介護5 | 497   | 467   | -30 |
| 合計   | 6,250 | 7,070 | 820 |

資料：保健福祉事業の概要（各年3月31日現在）

### (3) 障がい者を取り巻く状況

#### ①各種障害者手帳の交付状況

本市の令和7年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数は4,194人で、1級が1,542人(36.8%)と最も多く、次いで4級が903人(21.5%)となっています。

総数は、多少の増減を繰り返しながら徐々に減少しており、総人口に占める割合は2.5%台で横ばいとなっています。

#### ■身体障害者手帳交付状況

(人)

|                |        | 令和<br>2年度 | 3年度   | 4年度   | 5年度   | 6年度   | 7年度   |
|----------------|--------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 合計             |        | 4,301     | 4,343 | 4,244 | 4,302 | 4,269 | 4,194 |
| 1級             |        | 1,380     | 1,596 | 1,576 | 1,592 | 1,558 | 1,542 |
|                | 構成比(%) | 32.1      | 36.7  | 37.1  | 37.0  | 36.5  | 36.8  |
| 2級             |        | 699       | 711   | 691   | 677   | 702   | 649   |
|                | 構成比(%) | 16.3      | 16.4  | 16.3  | 15.7  | 16.4  | 15.5  |
| 3級             |        | 516       | 571   | 566   | 580   | 583   | 599   |
|                | 構成比(%) | 12.0      | 13.1  | 13.3  | 13.5  | 13.7  | 14.3  |
| 4級             |        | 1,084     | 925   | 898   | 932   | 915   | 903   |
|                | 構成比(%) | 25.2      | 21.3  | 21.2  | 21.7  | 21.4  | 21.5  |
| 5級             |        | 289       | 232   | 224   | 225   | 224   | 217   |
|                | 構成比(%) | 6.7       | 5.3   | 5.3   | 5.2   | 5.2   | 5.2   |
| 6級             |        | 333       | 308   | 289   | 296   | 287   | 284   |
|                | 構成比(%) | 7.7       | 7.1   | 6.8   | 6.9   | 6.7   | 6.8   |
| 手帳所持者対総人口比率(%) |        | 2.57      | 2.59  | 2.54  | 2.57  | 2.56  | 2.51  |

資料：小山市福祉総務課（各年度4月1日現在）

本市の令和7年4月1日現在の療育手帳（知的障害者手帳）所持者数は1,989人で、B2が759人と最も多く、次いでB1が521人となっています。

総数は毎年増加しており、特に令和4年度から令和5年度にかけては442人増加しています。総人口に占める割合も令和7年度には1.19%と、令和2年度から0.45ポイント増加しています。

## 療育手帳（知的障害者手帳）交付状況

(人)

|                |           | 令和<br>2年度 | 3年度   | 4年度   | 5年度   | 6年度   | 7年度   |       |
|----------------|-----------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 合計             |           | 1,233     | 1,270 | 1,361 | 1,803 | 1,899 | 1,989 |       |
| 重度             |           | 474       | 482   | 508   | 677   | 687   | 707   |       |
|                | A1(最重度)   | 143       | 155   | 162   | 222   | 233   | 250   |       |
|                | A2(重度)    | 322       | 318   | 338   | 440   | 440   | 444   |       |
|                | A(最重度・重度) | 9         | 9     | 8     | 15    | 14    | 13    |       |
|                | 中軽度       |           | 759   | 788   | 853   | 1,126 | 1,212 | 1,282 |
|                | B1(最重度)   | 346       | 351   | 372   | 486   | 496   | 521   |       |
|                | B2(重度)    | 410       | 435   | 479   | 638   | 714   | 759   |       |
|                | B(最重度・重度) | 3         | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     |       |
| 手帳所持者対総人口比率(%) |           | 0.74      | 0.76  | 0.82  | 1.08  | 1.14  | 1.19  |       |

資料：小山市福祉総務課（各年度4月1日現在）

本市の令和7年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は1,807人で、2級が1,031人と最も多く、次いで1級が475人となっています。

総数は毎年増加が続いており、総人口に占める割合も令和7年度には1.08%と、令和2年度から0.37ポイント増加しています。

## 精神障害者保健福祉手帳交付状況

(人)

|                           |        | 令和<br>2年度 | 3年度   | 4年度   | 5年度   | 6年度   | 7年度   |
|---------------------------|--------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 合計                        |        | 1,186     | 1,242 | 1,356 | 1,446 | 1,608 | 1,807 |
| 1級(重度)                    |        | 308       | 320   | 337   | 384   | 414   | 475   |
|                           | 2級(中度) | 705       | 739   | 809   | 818   | 911   | 1,031 |
|                           | 3級(軽度) | 173       | 183   | 210   | 244   | 283   | 301   |
| 通院公費負担利用者<br>自立支援医療(精神通院) |        | 2,394     | 2,627 | 2,648 | 2,722 | 2,894 | 3,058 |
| 手帳所持者対総人口比率(%)            |        | 0.71      | 0.74  | 0.81  | 0.87  | 0.96  | 1.08  |

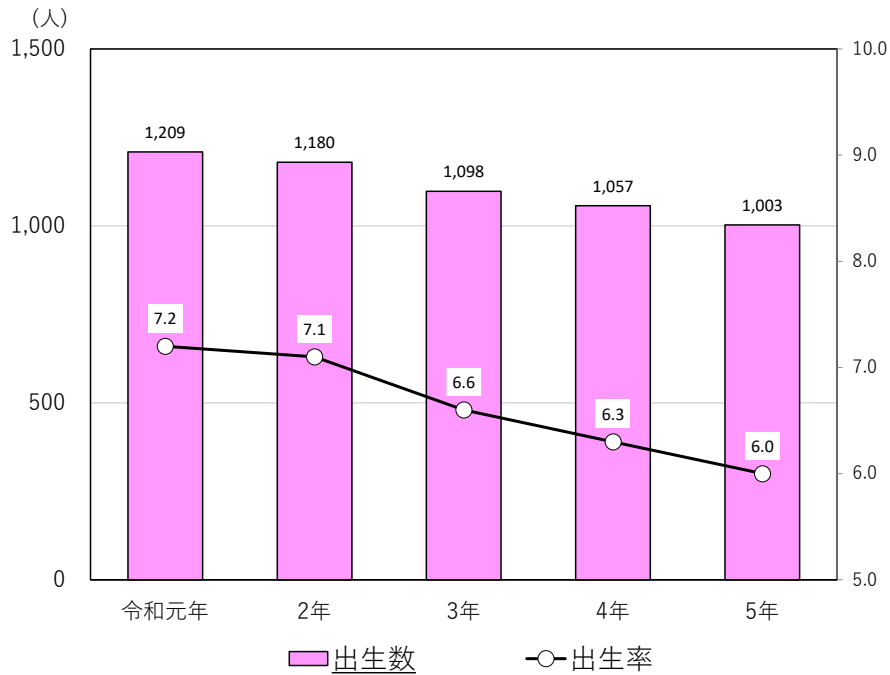
資料：小山市福祉総務課（各年度4月1日現在）

## (4) こどもを取り巻く状況

### ① 出生数と出生率の推移

本市の令和5年の出生数は1,003人、出生率（人口千人あたりの出生数）は6.0となっており、出生数、出生率ともに減少傾向が続いています。

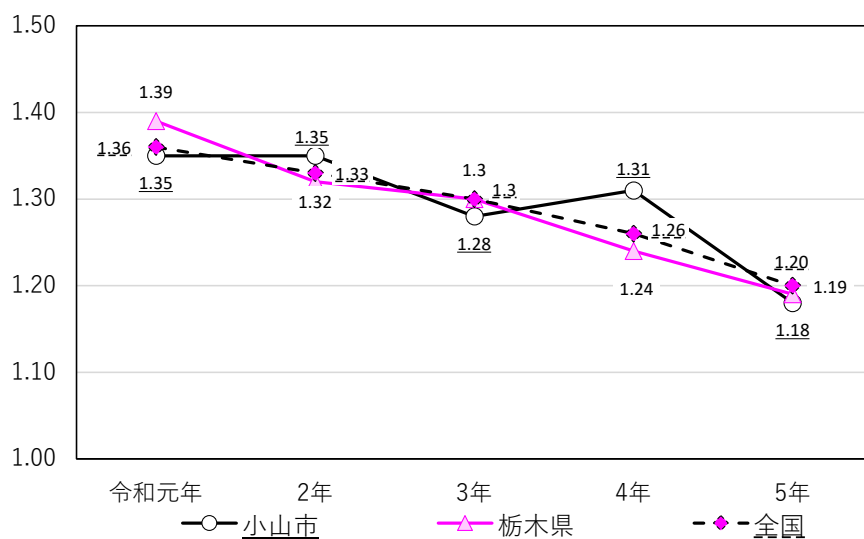
#### ■ 出生数と出生率の推移



資料：栃木県人口動態統計

本市の令和5年の合計特殊出生率（一人の女性がその生涯に産む平均のこどもの数）は1.18で栃木県や全国よりもやや低く、多少の増減を繰り返しながら減少しています。

#### ■ 合計特殊出生率



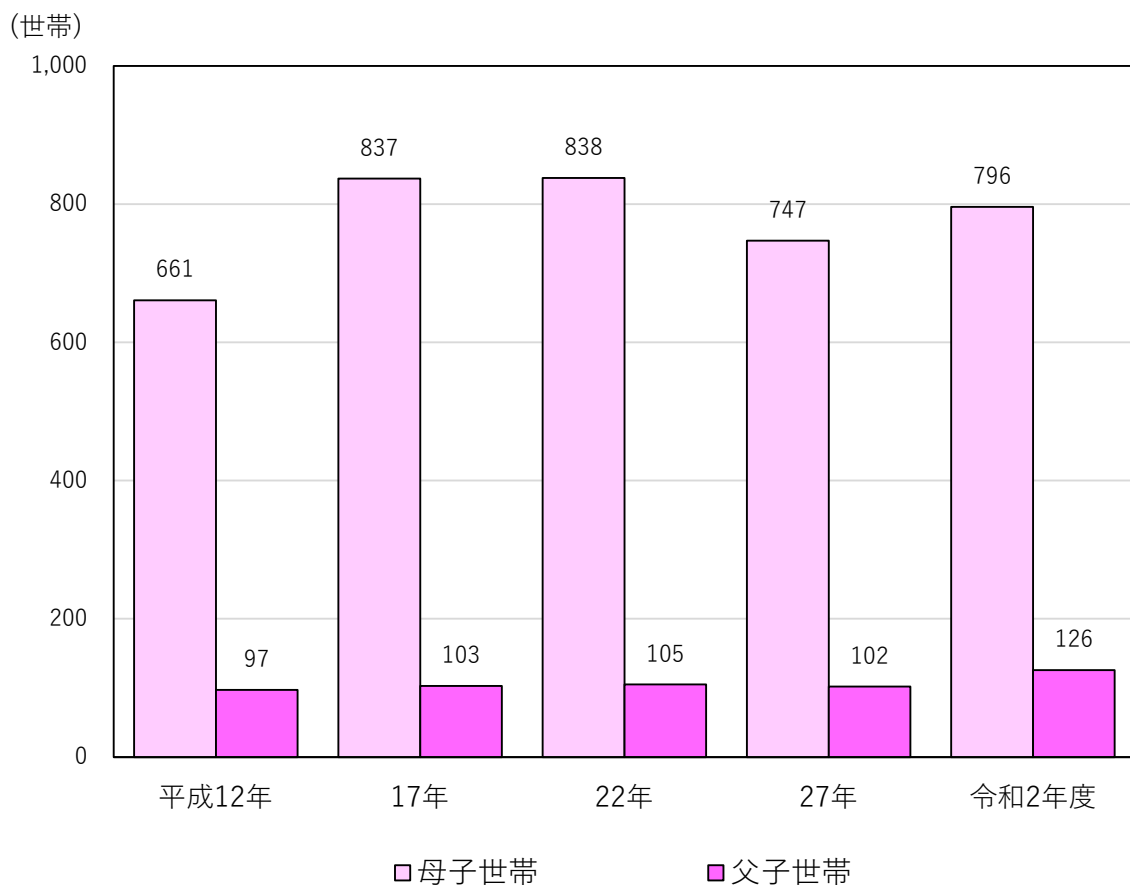
資料：栃木県人口動態統計

## (5) 支援が必要な人の状況

### ①母子・父子世帯の状況

本市の令和2年の国勢調査における母子世帯数は796世帯で5年前の平成27年から49世帯増加しました。

一方、父子世帯数は、平成12年以降概ね100世帯で推移しています。

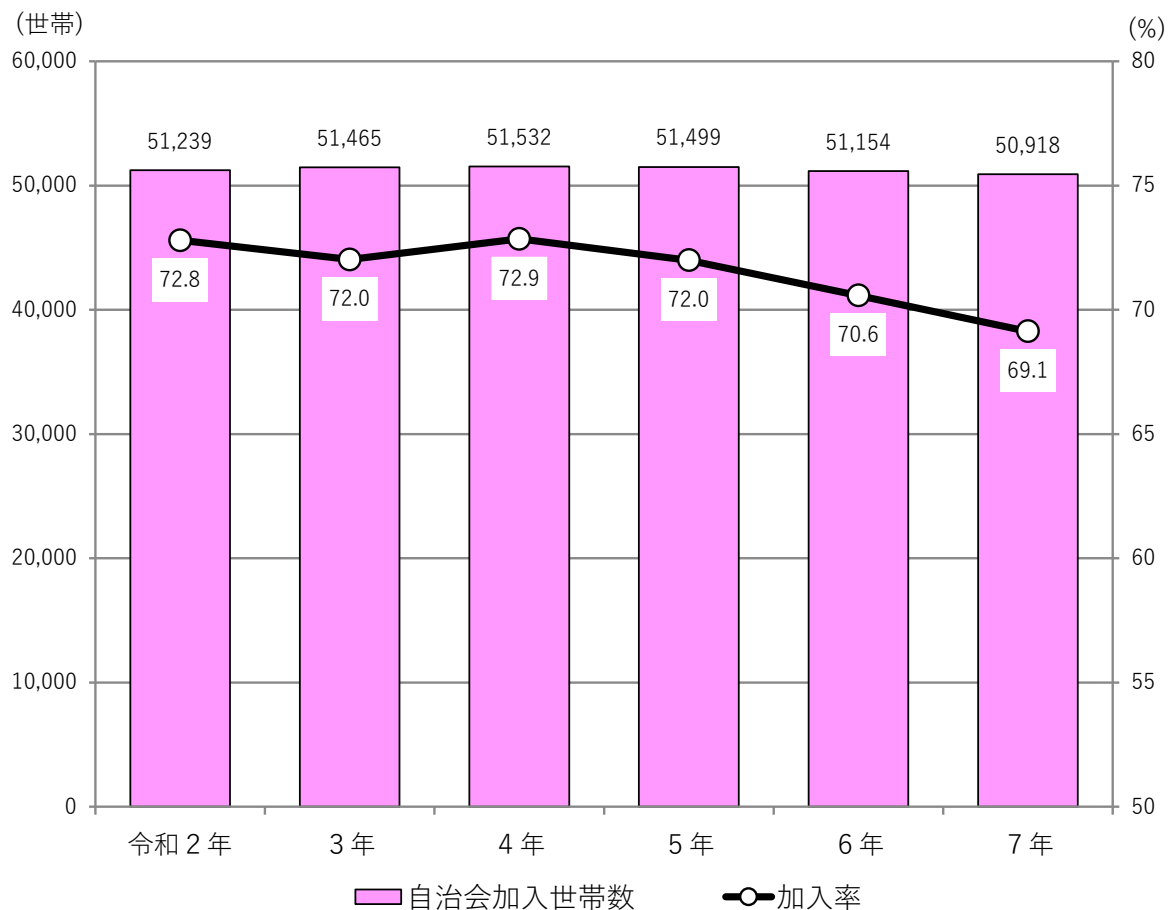


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

## (6) 地域の状況

### ①自治会加入世帯数及び加入率の状況

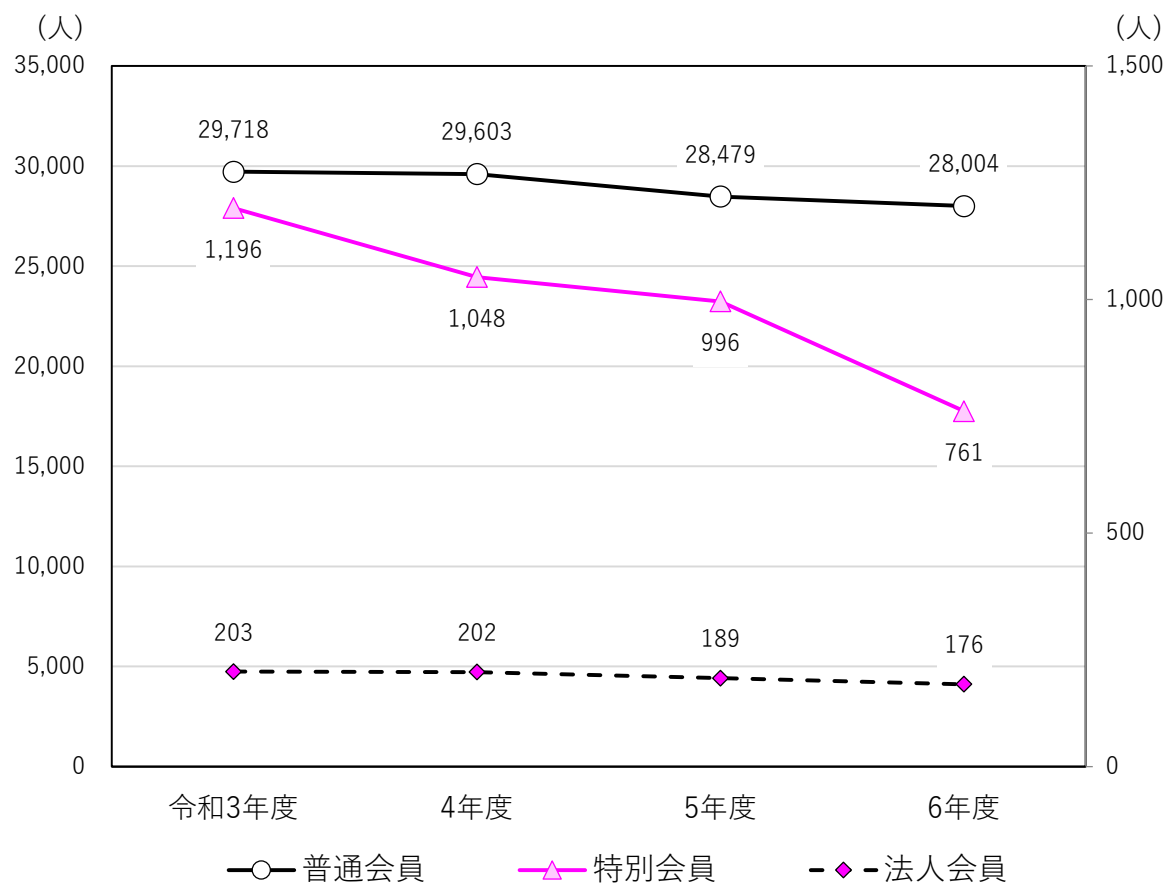
本市の令和7年4月1日時点の自治会加入世帯数は 50,918 世帯で加入率は 69.1%となっています。令和2年以降、加入世帯数はほぼ横ばいで推移していますが、加入率は年々減少しています。



資料：小山市市民生活安心課（各年4月1日現在）

## ②小山市社会福祉協議会会員の加入状況

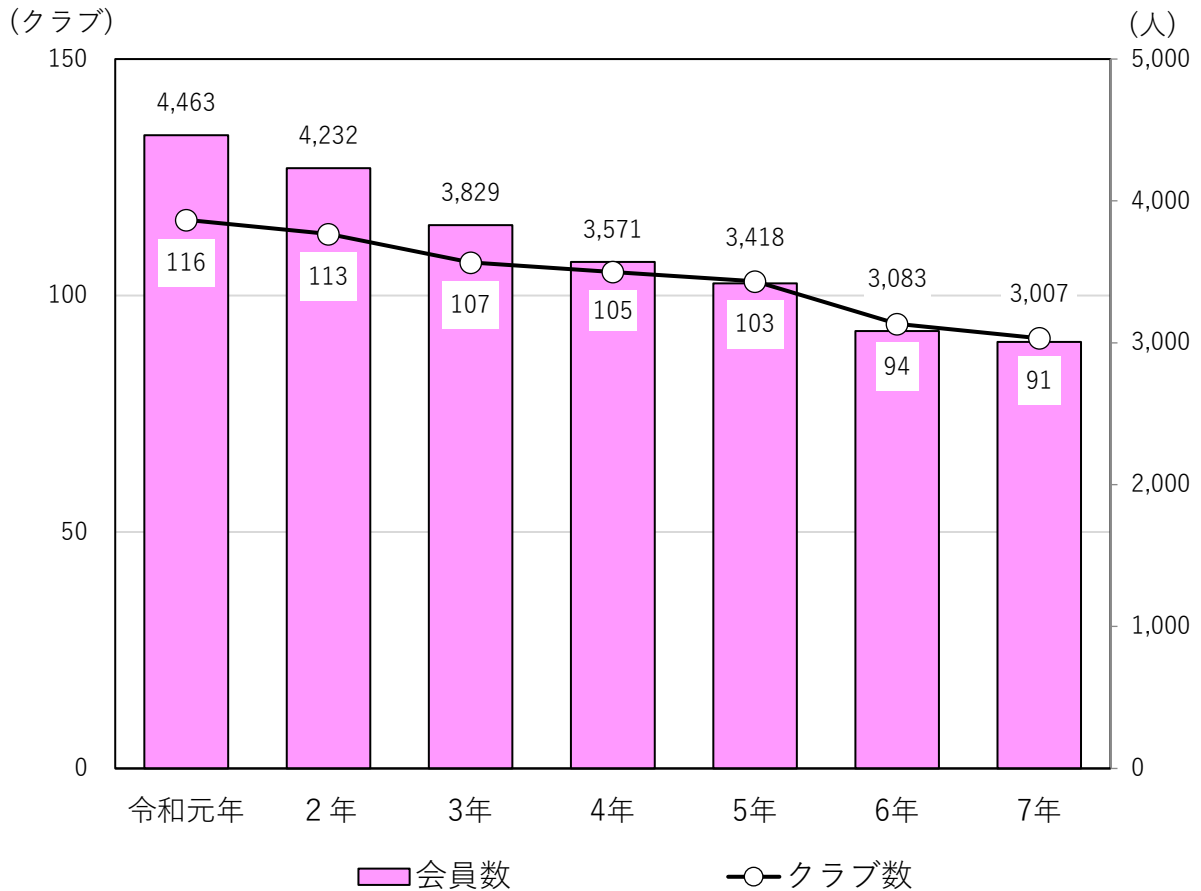
令和6年度現在の小山市社会福祉協議会の会員数は、普通会員が28,004人、特別会員が761人、法人会員が176人と、令和3年度以降減少傾向にあり、特に特別会員数の減少が顕著です。



資料:小山市社会福祉協議会(各年度3月31日現在)

### ③老人クラブ数と会員数の状況

本市の令和7年4月1日現在の老人クラブ数は91で、会員数は3,007人となっています。令和元年以降、クラブ数、会員数ともに減少しています。



資料：小山市高齢生きがい課(各年4月1日現在)

### ④地区別の民生委員・児童委員数（令和7年）

本市の令和7年12月1日現在の民生委員・児童委員数は283人となっています。

| 地区名 | 小山北 | 小山東 | 小山中 | 小山旭 | 小南城 | 大谷北 | 大谷中 | 美田 | 間々田 | 乙女寒川生井 | 桑絹 | 合計  |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|--------|----|-----|
| 男   | 4   | 10  | 3   | 2   | 4   | 6   | 7   | 15 | 20  | 18     | 25 | 114 |
| 女   | 18  | 8   | 17  | 18  | 15  | 22  | 23  | 10 | 13  | 9      | 16 | 169 |
| 合計  | 22  | 18  | 20  | 20  | 19  | 28  | 30  | 25 | 33  | 27     | 41 | 283 |

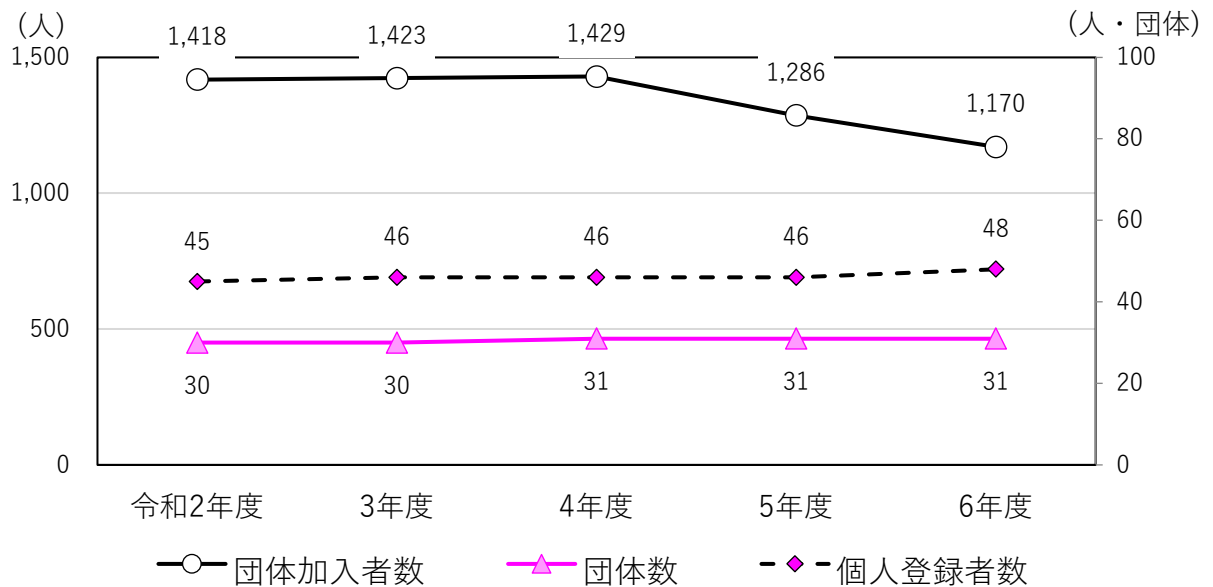
資料：小山市福祉総務課（令和7年12月1日現在）

### ⑤市民活動・ボランティア活動の状況

令和6年度に社会福祉協議会にボランティア登録している団体数は31、加入者数は1,170人となっています。令和2年度以降、団体数、個人登録者数に大きな変化はありませんが、団体加入者数は令和4年度を境に大きく減少しています。

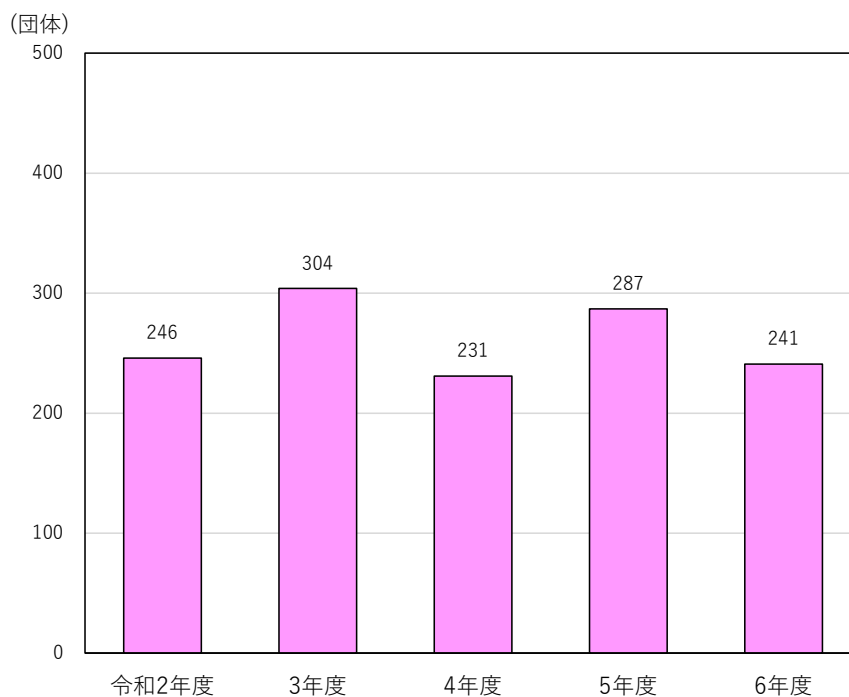
市民活動センターの利用登録団体数は、多少の増減を繰り返しながら、250前後で推移しています。

#### 社会福祉協議会ボランティア登録数



資料：小山市社会福祉協議会（各年度3月31日現在）

#### 市民活動センター利用登録団体数



資料：小山市市民生活安心課（各年度3月31日現在）

## 2 第4期小山市地域福祉活動計画の取り組み状況

第4期小山市地域福祉活動計画では、基本理念「私たちが創る みんながつながり 支え合う 福祉のまち小山」のもと、3つの基本目標「地域福祉の意識づくり・ひとづくり」「地域で支え合うしくみづくり（地域共生社会の実現に向けて）」「安全で安心して暮らせるまちづくり」を設定し、計画の実現に向けて全20事業（うち重点事業8）に取り組んできました。

各事業について、事務局内で実施した自己評価結果を、令和7年7月31日に開催した「小山市地域福祉活動計画推進委員会」にて報告いたしました。その内容は次のとおりです。

### ■ 評価基準

| 事業進捗率 |                                 | 事業数 | 割合  |
|-------|---------------------------------|-----|-----|
| A     | 100%：計画通り進捗                     | 2   | 10% |
| B     | 80%以上：ほぼ計画通り進捗                  | 18  | 90% |
| C     | 60%～80%未満：計画通りには至らなかったが一定の進捗を得た | 0   | 0%  |
| D     | 20%～60%未満：実施・検討はしたが計画通りには至らなかった | 0   | 0%  |
| E     | 0～20%未満：未実施                     | 0   | 0%  |

| 成果に対する評価 |               | 事業数 | 割合  |
|----------|---------------|-----|-----|
| A        | 充分成果があった      | 2   | 10% |
| B        | やや成果があった      | 18  | 90% |
| C        | 計画とおりの成果はなかった | 0   | 0%  |
| D        | 効果なし          | 0   | 0%  |

## ■基本目標ごとの評価状況と今後の課題

### 【基本目標1】地域福祉の意識づくり・ひとづくり

|               |  |
|---------------|--|
| <p>施策・事業</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 福祉に関する積極的な情報発信と活動への参加促進</li> <li>② 福祉教育プログラムの充実と幅広い世代への学習の機会づくり</li> <li>③ 地域福祉活動を実践する人材の育成と活動支援</li> </ul>   |
| <p>取り組み状況</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 社協だより「ふれあい」を全世帯へ配布した。また、ホームページ、フェイスブック、インスタグラムを活用して福祉情報を発信し、幅広い世代に対応した情報発信を行うことができた。</li> <li>② 児童・生徒の優しさと思いやりの心を育むサマーボランティアスクールを開催した。学校で行う福祉授業等へ福祉用具を貸し出し、技術ボランティアの講師を派遣した。地域住民を対象とした終活、認知症、ボランティア等の各講座を行い学習の機会を作ることができた。</li> <li>③ 技術ボランティア養成を目的にボランティア養成講座を開催している。講座に参加することで技術を習得するだけでなく、参加者がボランティアに興味を持ち、団体加入につながっている。また、ボランティアセンターにおいてボランティア活動の希望者と相談者の状況やニーズを聞き取り、合致するボランティア活動を紹介できるよう支援を行った。</li> </ul> |
| <p>今後の課題</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① サマーボランティアスクールや各講座を受講した方に対しても定期的に社協の情報を提供し、より多くの多世代に向けた話題を提供していくよう検討する。</li> <li>② 福祉教育プログラムが固定化されている状況があるため、講座アンケート調査や各関係者と情報交換によりプログラム内容を検討する。</li> <li>② ボランティア団体加入者が高齢化している現状がある。若者層の参加促進を図れるよう、SNSを中心に情報発信をしていく必要がある。</li> </ul>  |

【基本目標2】地域で支え合うしくみづくり（地域共生社会の実現に向けて）

|               |   |
|---------------|---|
| <p>施策・事業</p>  | <p>① 共に支え合う地域の基盤づくり<br/>                 ② 地域のふれあい・交流の場の充実<br/>                 ③ 身近な地域での相談・支援体制づくり<br/>                 ④ 社会福祉協議会のPRと市民・関係団体等との連携体制の強化</p>   |
| <p>取り組み状況</p> | <p>① 各地区社会福祉協議会の活動において、継続的に地域活動が続けられている。また、一部の地区においては、独自の活動計画や年間の事業計画に基づき地区社協役員を先頭に、住民主体の活動が順調に取り組みられており、支援することができた。</p> <p>② ふくし×スポーツフェスティバル事業を開催し、車いすバスケットボール、モルック、ボッチャ、フライングディスク等ユニバーサルスポーツを体験し、福祉を学ぶ機会が作れた。</p> <p>③ 「暮らしの何でも相談」を実施し、来所・電話による市民からの相談に対応し、生活困窮に関する相談を中心に相談支援を行なった。また、「あすてらすおやま」「成年後見事業」において、権利擁護業務を中心とした相談支援・金銭管理を行なっている。そして、在宅生活を支える福祉サービスとして、「訪問介護事業」「在宅介護支援センター」「高齢者サポートセンター小山総合」「こども発達支援センターたんぽぽ園」「相談支援事業所さくら」により高齢者・障がい児者に対して幅広く福祉サービスを提供している。</p> <p>④ 地域福祉活動の推進のため、自治会連合会や民生委員児童委員協議会等の組織の協力を得ながら会員募集を周知している。会員募集を行う際には、「小山市社協ガイド」を全戸に配布し、活動内容の周知と会費の活用について説明を行なっている。</p> |
| <p>今後の課題</p>  | <p>① 地区社会福祉協議会の未設置地区への設置に向けて周知活動を継続していく。</p> <p>② ふくし×スポーツフェスティバル事業を継続し、幅広い世代から参加するボランティアを募ることで、地域住民と一緒にふれあい・交流の場を盛り上げていけるよう検討する。</p> <p>③ 今後の事業継続において、必要な委託料の確保や事業における増収を図るとともに、従事する職員の異動や採用に伴う研修体制の充実を検討する。</p> <p>④ 引き続きホームページ等を活用し、事業運営を見える化していく。また、共同募金においては赤い羽根データベース「はねっと」等SNSについても周知・啓発をしていく必要がある。</p>  |

### 【基本目標3】安全で安心して暮らせるまちづくり

|               |  |
|---------------|--|
| <p>施策・事業</p>  | <p>① 日常生活を支える支援体制づくり<br/>② 災害に備えた支援体制づくり</p>   |
| <p>取り組み状況</p> | <p>① 地域の高齢者の「見守り・ささえあい」活動の輪を広げていくために第1層協議体を設置し、直近の活動では「ゴミ出しに関する困りごと」で協議を重ね支援体制づくりに向けて取り組んでいる。また、高齢者の生活支援ニーズと多様な人や資源とのつながりに必要なボランティアの育成として「認定ドライバー養成研修」や移動支援「外出を支え隊」を実施している。</p> <p>② 災害ボランティアネットワーク「おやま防災」と資材ボランティアネットワーク「ストックヤード・おやま」の活動を推進した。運営中核団体として小山市社会福祉協議会、市民活動センター、ボランティア団体 YAMBE の3団体による情報共有会議を定期的開催している。また、災害ボランティア超入門講座、災害支援座談会を地域住民や小山市及び近隣市町社会福祉協議会職員を対象に実施し、事業運営の共有や災害時の相互支援に向けた関係性の構築が図れた。</p> |
| <p>今後の課題</p>  | <p>① 第1層協議体においては、移動支援「外出を支え隊」のボランティア数は増えているが、地域によって偏りがあるため周知活動方法を検討する。また、地域で自主的に送迎支援グループが立ち上がっているよう支援について検討する必要がある。講座に関しては、受講した参加者からは「満足できた」等の評価をいただいているが、参加者を増やすことが難しくなっている現状があり、周知方法について検討する必要がある。</p> <p>② 「おやま防災」「ストックヤード・おやま」の登録数が伸び悩んでおり、周知方法の検討の必要がある。また、災害ボランティア講座を受講した地域住民のステップアップを図る機会の確保を検討する必要がある。</p>   |

### 3 地域福祉に関する市民意識 ～アンケート調査から～

本市では、「第5期小山市地域福祉計画」及び「第5期小山市地域福祉活動計画」を新たに策定するにあたり、令和6年10月に地域福祉に関するアンケート調査を実施しました。

#### (1) 調査の概要

|       |                            |                                       |
|-------|----------------------------|---------------------------------------|
| 調査期間  | 令和6年10月1日(火)～令和6年10月18日(金) |                                       |
| 調査地域  | 小山市内                       |                                       |
| 調査方法  | 郵送・WEB                     |                                       |
| 調査対象者 | 市民                         | 小山市在住の18歳から79歳までの方の中から、無作為に1,700名を抽出  |
|       | ボランティア経験者                  | 小山市在住の18歳以上のボランティア経験者の中から、無作為に300名を抽出 |

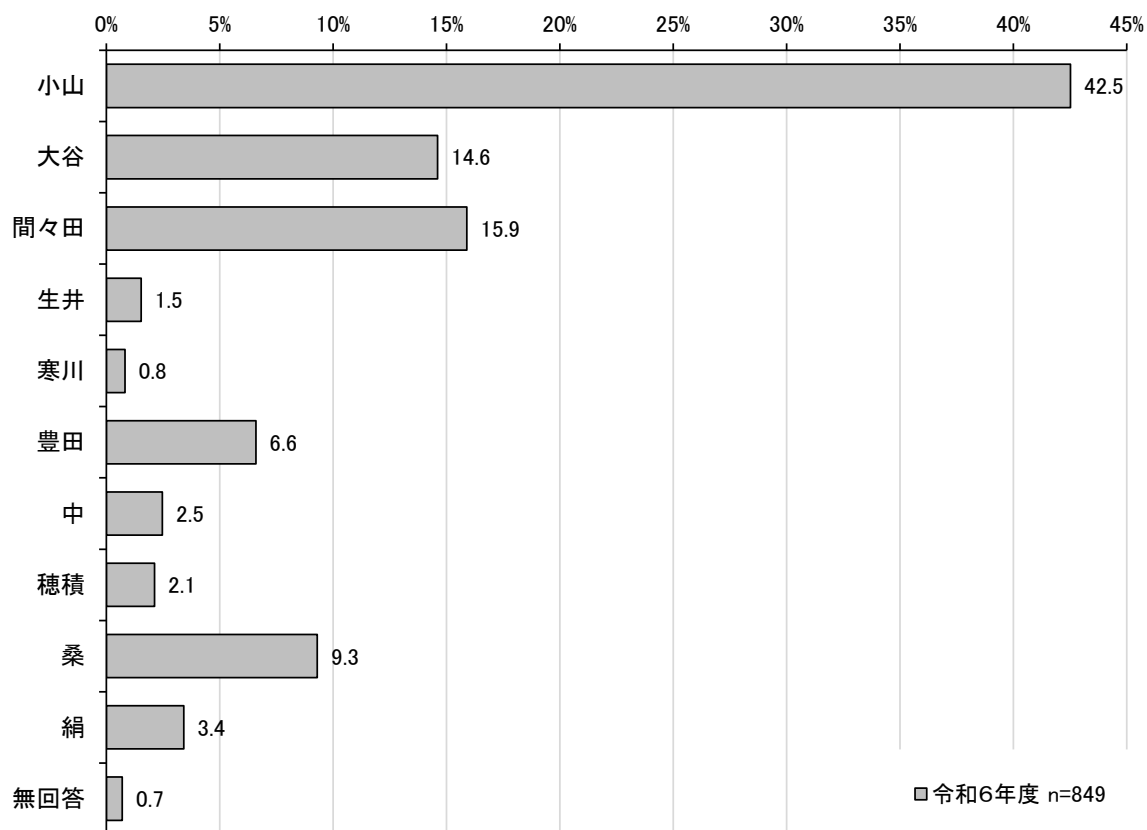
#### (2) 配布数及び回収数

| 対象者       | 配布数   |     | 回答数 | 回答率   |
|-----------|-------|-----|-----|-------|
| 全体        | 2,000 |     | 849 | 42.5% |
|           | 回収内訳  | 郵送  | 662 | 33.1% |
|           |       | WEB | 187 | 9.4%  |
| 市民        | 1,700 |     | 605 | 35.6% |
|           | 回収内訳  | 郵送  | 443 | 26.1% |
|           |       | WEB | 162 | 9.5%  |
| ボランティア経験者 | 300   |     | 244 | 81.3% |
|           | 回収内訳  | 郵送  | 219 | 73.0% |
|           |       | WEB | 25  | 8.3%  |

令和6年度に実施したアンケートの調査結果の中から、地域福祉に関係の深い内容を以下に示します。

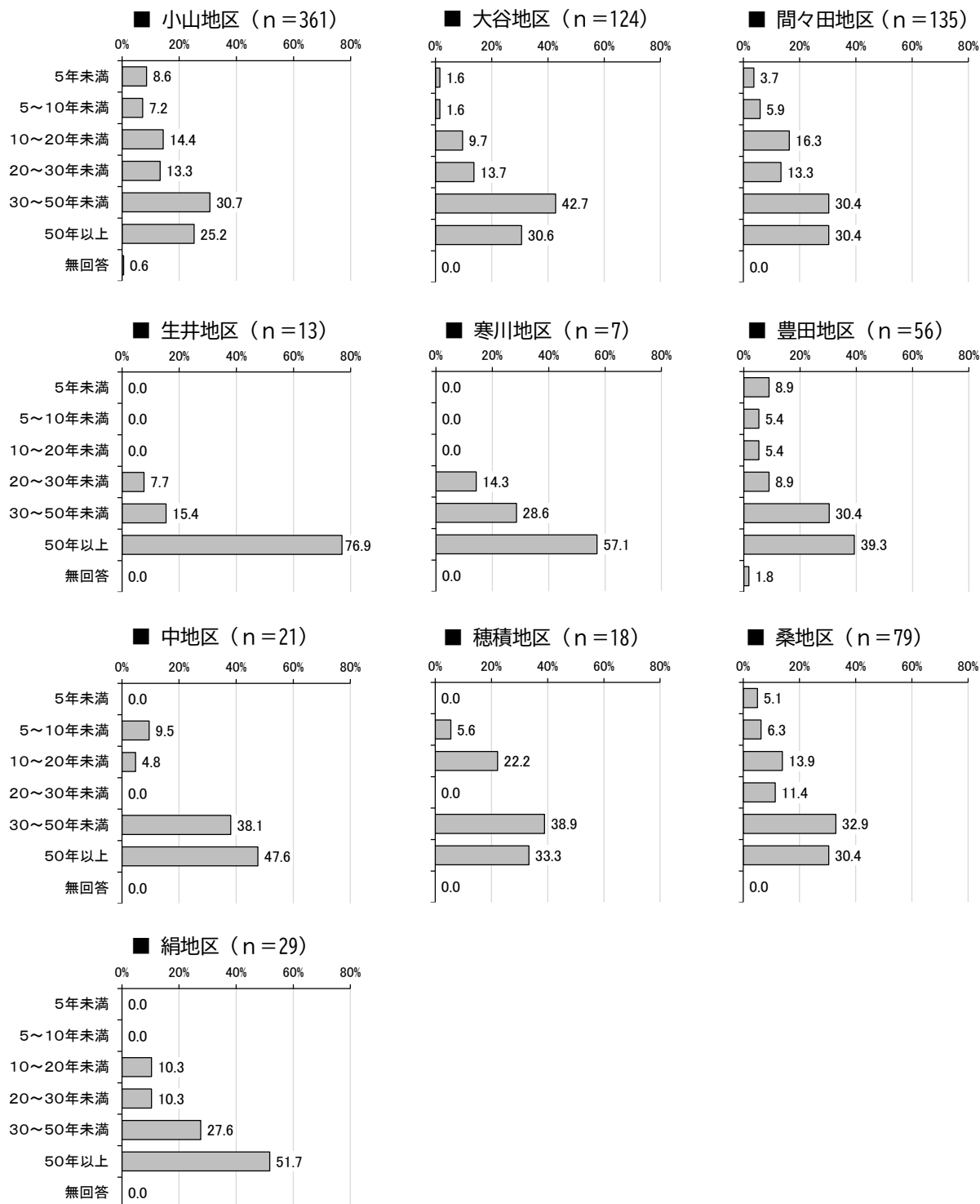
### (1) 小山市内で住んでいる地区

小山市内で住んでいる地区については「小山」が42.5%と最も多く、次いで「間々田」が15.9%、「大谷」が14.6%となっており、小山市の中心として、活動の中核を担っています。



## (2) 小山市に住んでいる年数

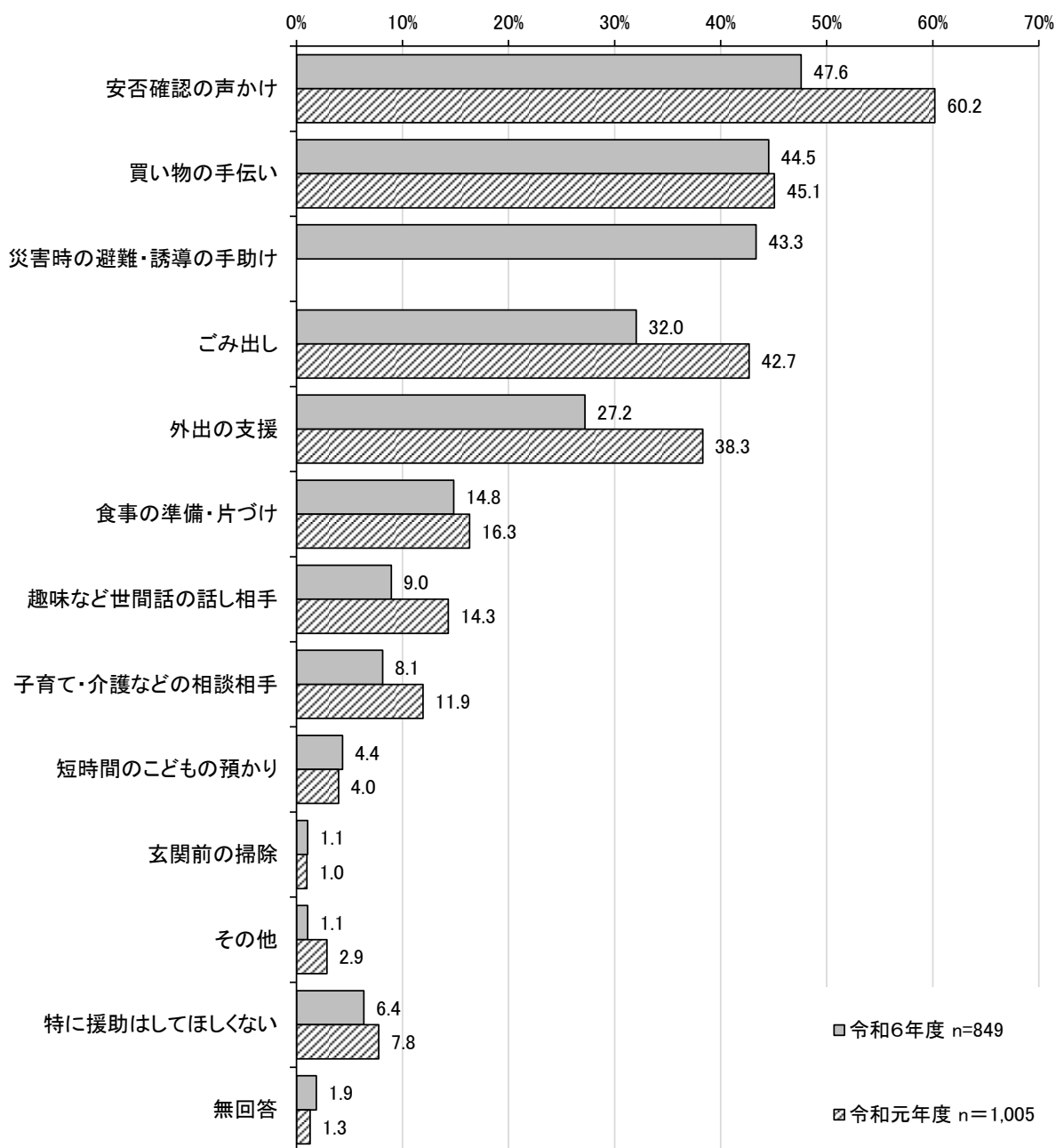
いずれの地区も「30年以上」が半数を超え、特に生井、寒川、豊田、中、絹の各地区では「50年以上」が最も多くなっています。小山、間々田の各地区は、「30年未満」が約4割となっています。



### (3) 日常生活が不自由になったときや緊急時に地域で援助してほしいこと

日常生活が不自由になったときや緊急時に地域で援助してほしい内容として、最も多かったのは「安否確認の声かけ」(47.6%)でした。次いで「買い物の手伝い」(44.5%)、「災害時の避難・誘導の手助け」(43.3%)となっており、日常的な見守りや生活支援、災害時の助け合いへの期待が高いことがわかります。

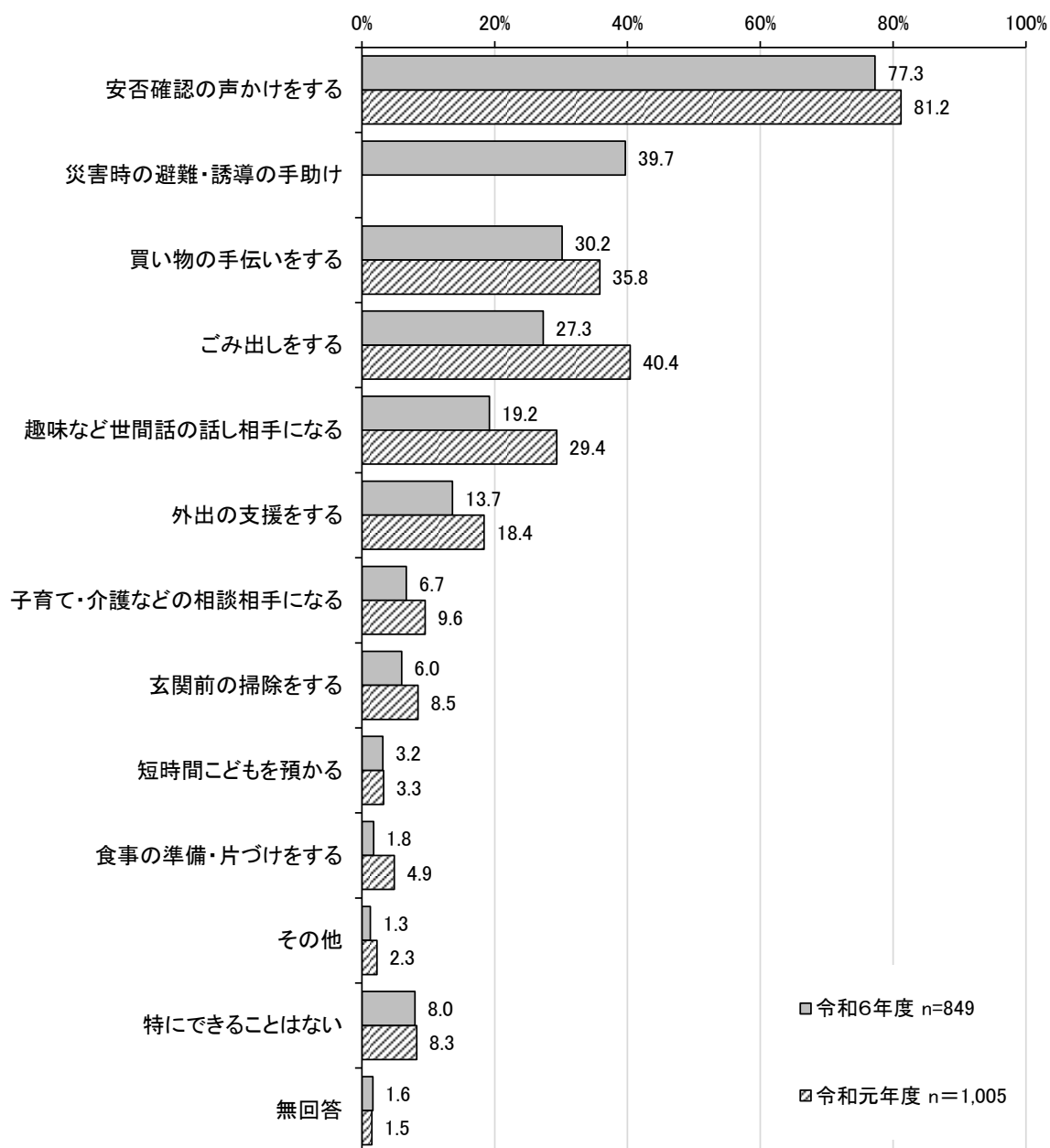
令和6年度調査で追加した「災害時の避難・誘導の手助け」に回答した方が多かったため、令和元年度調査と比較すると、他の選択肢に回答した方は全体的にやや減少しています。



#### (4) 隣近所の方に援助できると思うこと

隣近所の方に援助できる内容として、最も多かったのは「安否確認の声かけをする」(77.3%)でした。次いで「災害時の避難・誘導の手助け」(39.7%)、「買い物の手伝いをする」(30.2%)となっており、日常的な見守りや生活支援への意識が高いことがわかります。

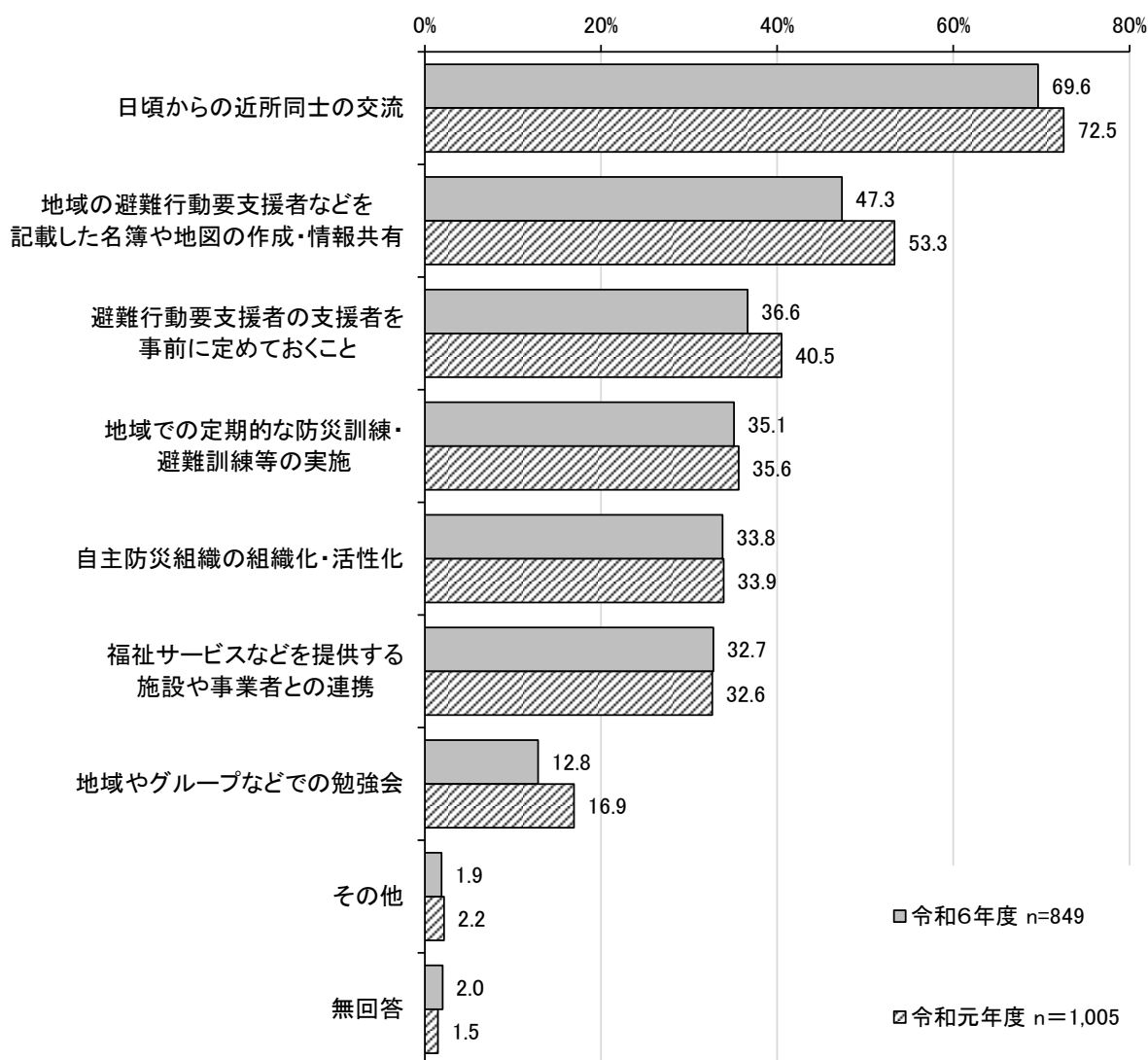
令和6年度調査で追加した「災害時の避難・誘導の手助け」に回答した方が多かったため、令和元年度調査と比較すると、他の選択肢に回答した方は全体的にやや減少しています。



### (5) 災害時に地域で支え合うために、地域住民として必要だと思うこと

災害時に地域で支え合うために必要だと思うこととして、最も多かったのは「日頃からの近所同士の交流」(69.6%)でした。次いで「地域の避難行動要支援者などを記載した名簿や地図の作成・情報共有」(47.3%)、「避難行動要支援者の支援者を事前に定めておくこと」(36.6%)となっており、平時からのつながりや情報共有の重要性が認識されています。

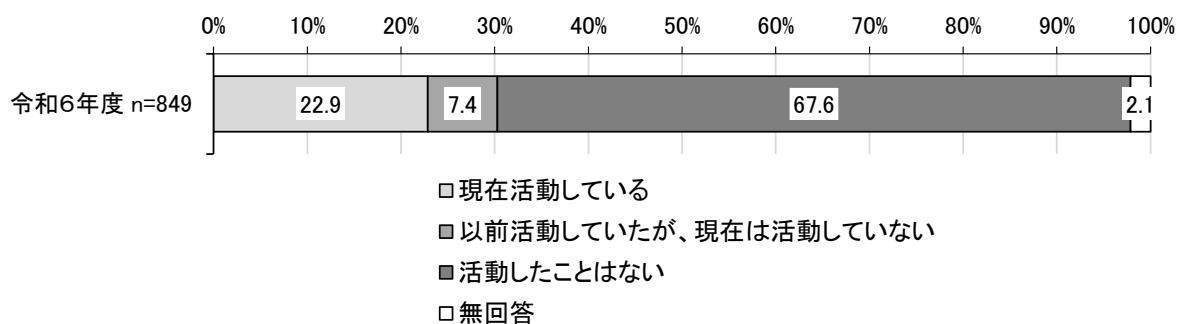
令和元年度調査と比較して、やや比率が落ちている選択肢はありますが、傾向として大きな変動はありません。



## (6) ボランティア団体やNPO団体での経験

ボランティア団体やNPO団体での経験については、「活動したことはない」が67.6%と最も多く、次いで「現在活動している」(22.9%)、「以前活動していたが、現在は活動していない」(7.4%)となっています。

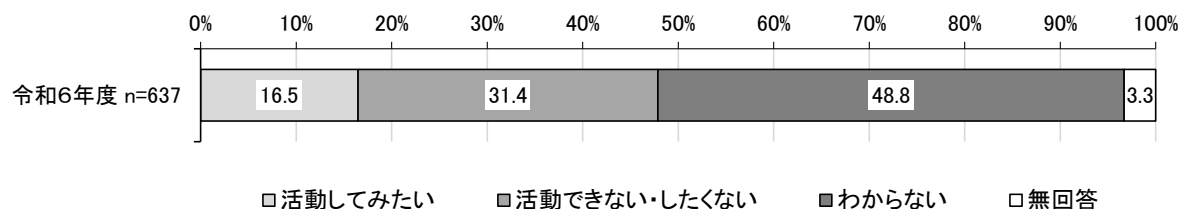
今後予想される人口減少の中で、地域活動への新たな参加者の掘り起こしが課題となっています。



## (7) 今後のボランティア団体やNPO団体での活動の意向

(6)で「以前活動していたが、現在は活動していない」「活動したことはない」と回答した方に、今後のボランティア・NPO活動への意向を伺うと、最も多かったのは「わからない」(48.8%)でした。次いで「活動できない・したくない」(31.4%)、「活動してみたい」(16.5%)となっています。

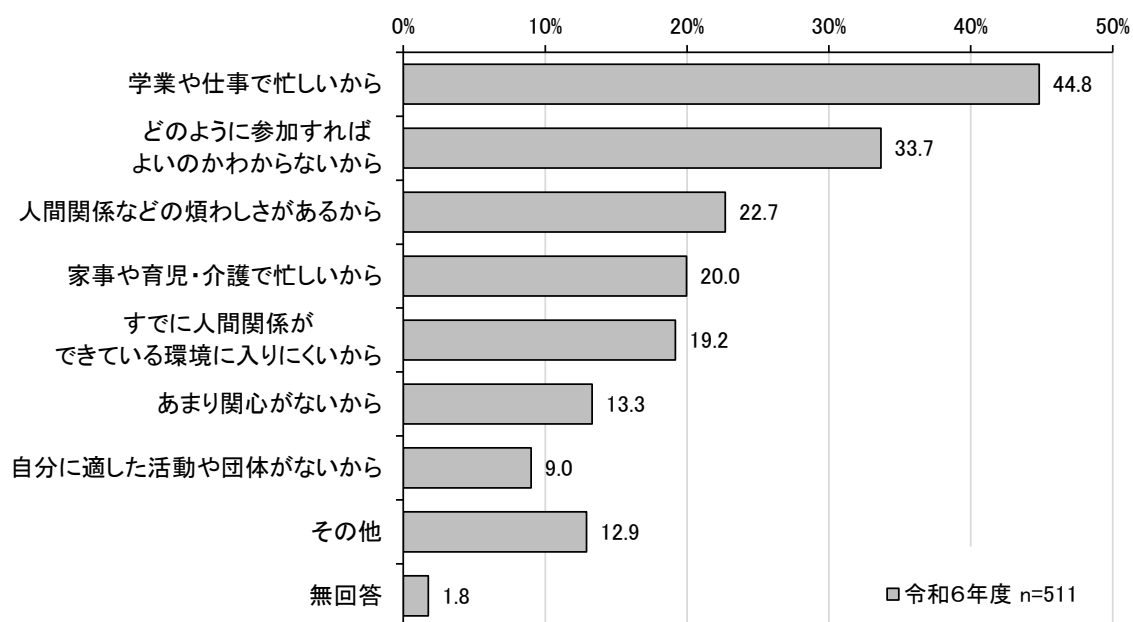
参加意欲が明確でない方が多く、今後の動機づけや情報提供の工夫が求められます。



## (8) 活動の意向が前向きでない理由

(7)で「活動できない・したくない」「わからない」と回答した方に理由を伺うと、最も多かったのは「学業や仕事で忙しいから」(44.8%)でした。次いで「どのように参加すればよいかわからないから」(33.7%)、「人間関係などの煩わしさがあるから」(22.7%)となっています。

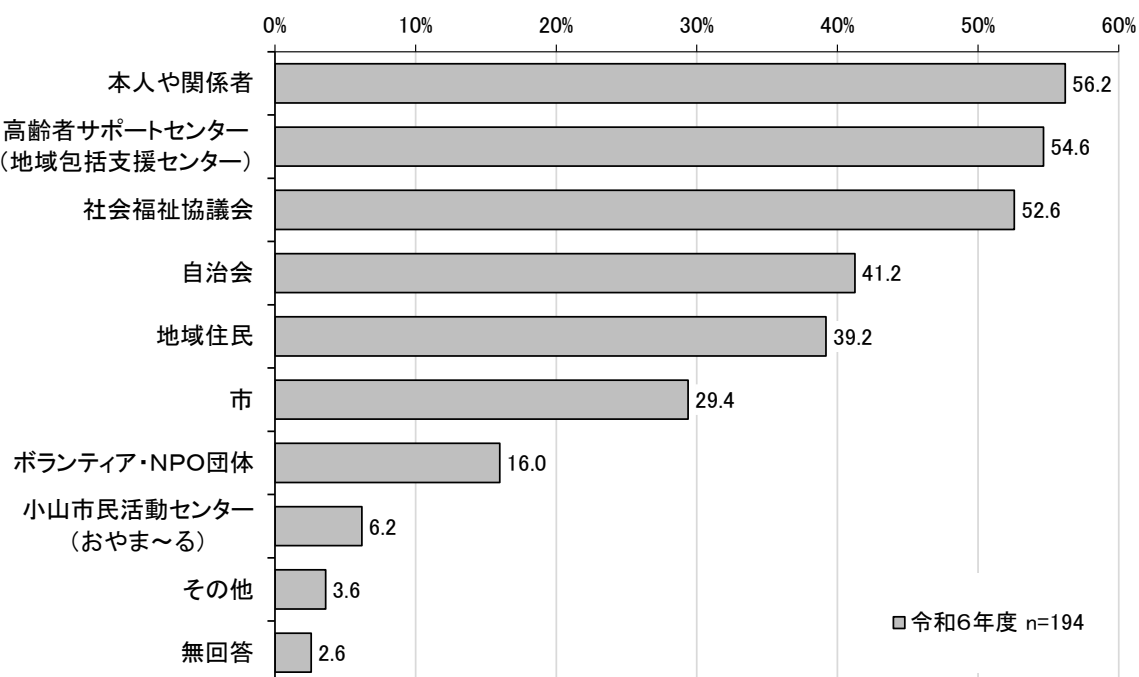
忙しさや参加方法がわからないことが大きな障壁となっており、参加しやすい仕組みづくりの必要性がうかがえます。



## (9) 地域で活動を行う上で、市民からの要望や相談の情報を得る方法

(6)で「現在活動している」と回答した方に、活動を行う上で市民からの要望や相談の情報を得る方法を伺うと、最も多かったのは「本人や関係者」(56.2%)でした。次いで「高齢者サポートセンター(地域包括支援センター)」(54.6%)、「社会福祉協議会」(52.6%)となっています。

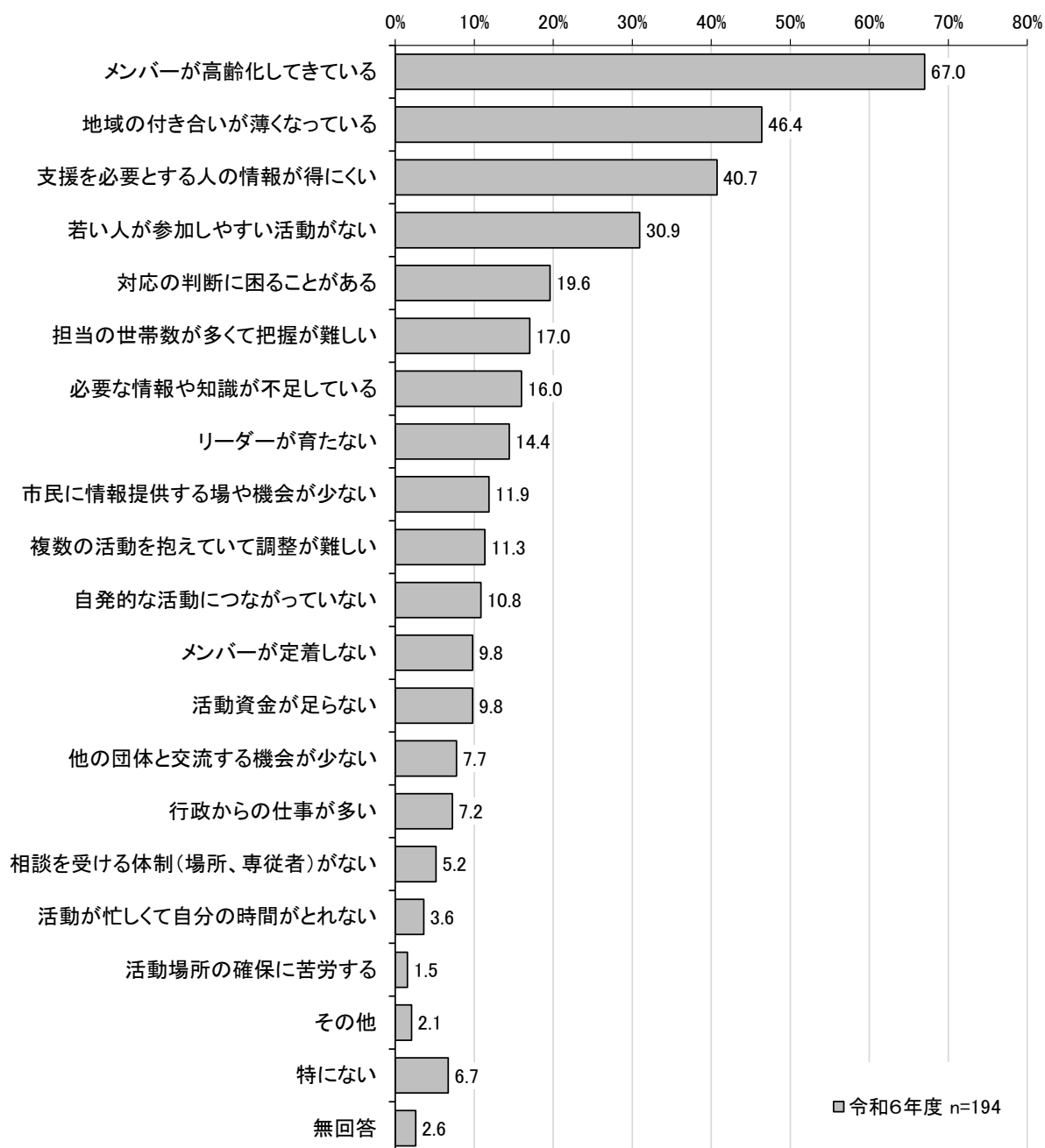
地域のネットワークや相談体制の整備により、よりきめ細やかな支援や活動の充実につながることを期待されます。



## (10) 地域で活動を行う中で、困っていること

(6)で「現在活動している」と回答した方に、活動を行う中で困っていることを伺うと、最も多かったのは「メンバーが高齢化してきている」(67.0%)でした。次いで「地域の付き合いが薄くなっている」(46.4%)、「支援を必要とする人の情報が得にくい」(40.7%)となっています。

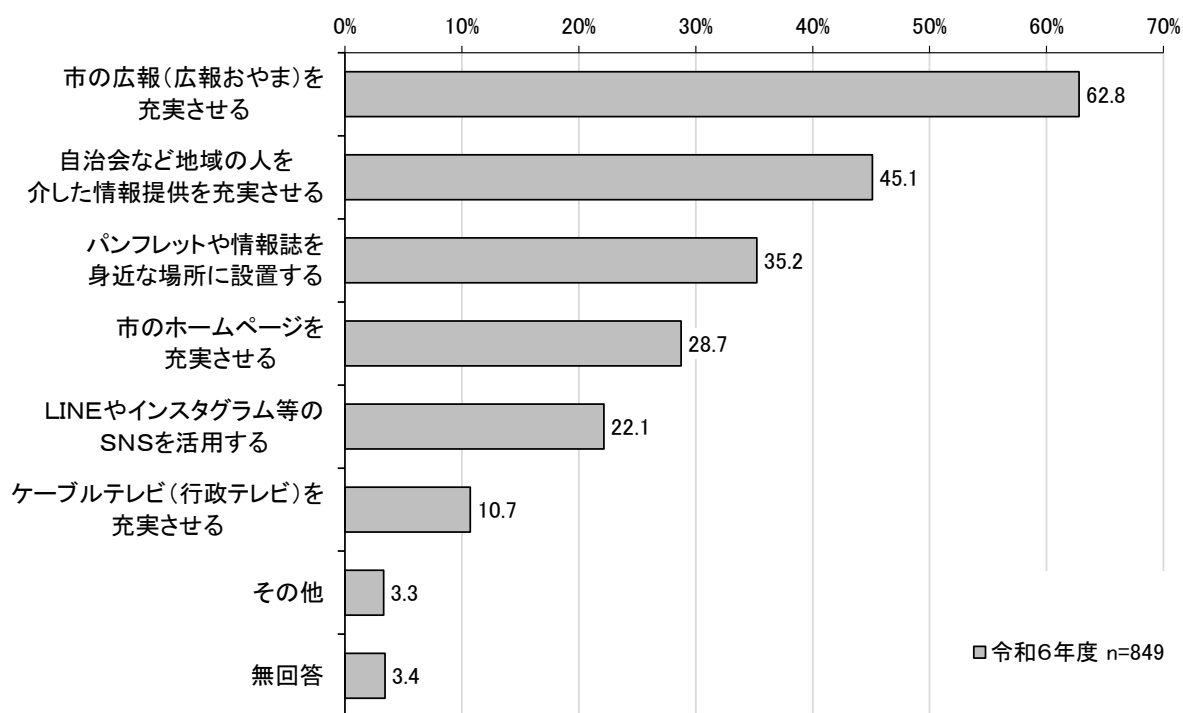
地域活動の担い手不足や世代交代の難しさ、地域コミュニティの希薄化が深刻な課題となっていることがうかがえます。



### (11) 福祉サービスに関する情報を、必要な人に届けるために大切なこと

福祉サービスの情報を必要な人に届けるために大切なこととして、最も多かったのは「市の広報（広報おやま）を充実させる」（62.8%）でした。次いで「自治会など地域の人を介した情報提供を充実させる」（45.1%）、「パンフレットや情報誌を身近な場所に設置する」（35.2%）と続いています。

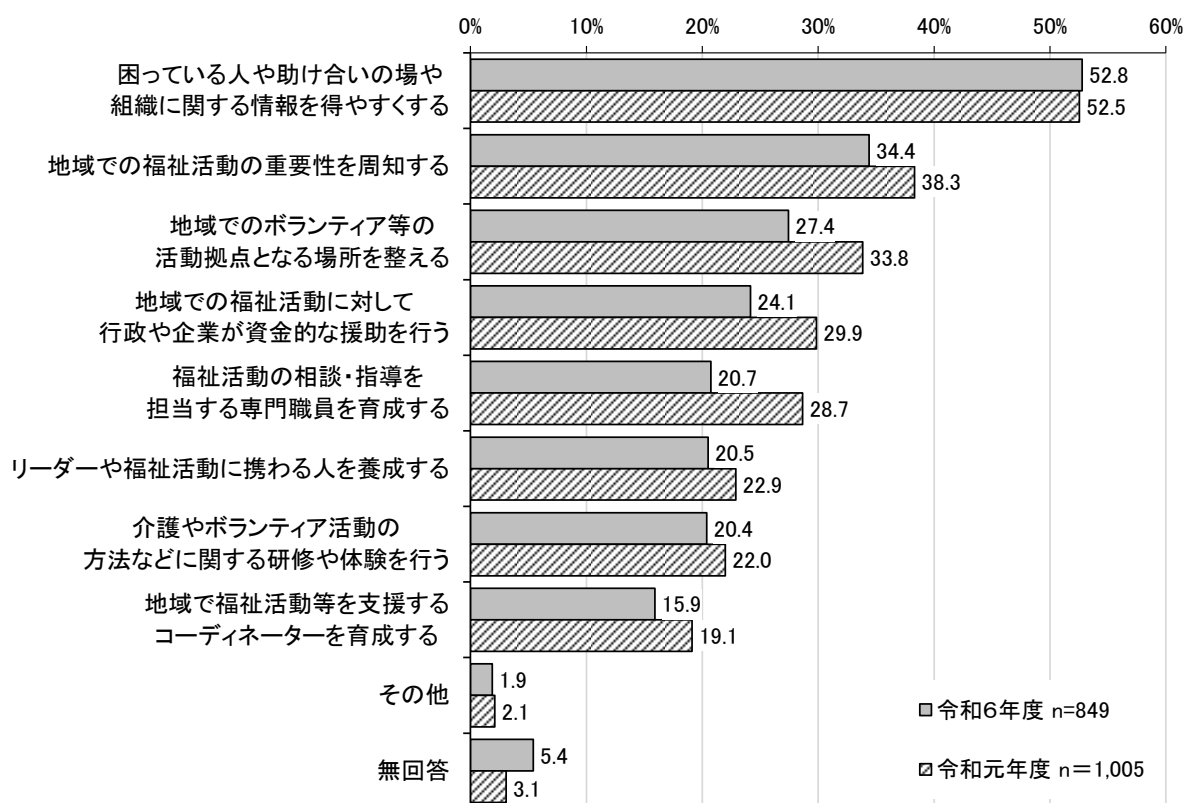
行政による公式な広報活動と、地域のつながりを活かした情報伝達が重視されていることがわかります。



## (12) 地域の福祉活動に参加しやすくするために、必要だと思うこと

地域の福祉活動に参加しやすくするために必要だと思うこととして、最も多かったのは「困っている人や助け合いの場や組織に関する情報を得やすくする」(52.8%)でした。次いで「地域での福祉活動の重要性を周知する」(34.4%)、「地域でのボランティア等の活動拠点となる場所を整える」(27.4%)となっています。

令和元年度と同様の傾向が続いており、情報提供と参加しやすい環境整備の重要性が示されています。



## 第 3 章

### 計画の基本的な考え方

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

日本社会では、高度経済成長に伴い地方社会・地域社会の考えが大きく揺らいできました。地方から工業地帯に人が集中し、その大規模な人口移動とともに地域での人間関係が大きく変化してきました。拡大家族を中心とした地域での共同性から、核家族や会社につながりを見出してきたためです。人々の地域社会の考え方にも変化が生じ、血縁や地縁を通じて生活してきた社会が、個人が主体的に人間関係をつくることのできる社会へ変化し、これにより付き合う相手を選ぶのが難しかった血縁や地縁による社会が逆にしがらみとして敬遠されるようになってきました。個人が主体的に人間関係をつくることのできる現代社会において、価値観や生き方等同じ考えを持つ協働体が形成され、違う価値観や生き方に対する否定や差別、無関心といった地域での共感力の低下につながっている現状があります。

社会福祉協議会では、住民主体の理念に基づき住民が生き方・暮らし方を自らの意思で選びながら幸福を追求する「生活」「権利」「自治」を尊重し、生活上の要求や困りごとはもとより誰かの役に立ちたい、安心した地域を作りたいといったニーズを中心に置き、地域福祉の推進を図ります。また、地域福祉を推進する団体として行政とパートナーシップを築き、多様な価値観、生き方を互いに尊重し、困りごとに対して手をさしのべ、協力し合える共感力のある地域を目指していきます。

### 支え合おう地域の輪、創り出そう福祉文化

福祉は限られた人のための特別な仕組みではなく、誰もが日々の暮らしの中で自然に感じられるものであり、私たちは「自助・互助・共助・公助」が連携することで、地域に根ざした支え合いの文化を育てていきます。

福祉は一方向的に提供されるものではなく、地域全体で育てていくものであり、市民、団体、企業、行政が対等な立場で協力しながら、温もりと信頼に満ちた地域社会を築いていくことが求められます。

そのため、多様な価値観や生き方を認め合い、世代や立場を超えてつながることで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、年齢や障がいの有無、性のあり方、文化的背景に関係なく、すべての人が地域の一員として尊重され、自分らしく生きられる社会の実現を図ります。

この計画の基本理念である「支え合おう地域の輪、創り出そう福祉文化」は互いを認め合い、支え合う関係性を深めることで生活の質を高めることを目指しています。そして、持続可能で希望に満ちた未来を地域全体で創り上げていくことが、私たちの目指す福祉のかたちです。

## 2 基本目標

---

### 基本目標 1 私が学べる地域福祉の場

---

地域福祉は、誰もが安心して暮らせる地域社会を築くために欠かせない取り組みです。「私が学べる地域福祉の場」では、広報誌やSNS等を活用した情報発信、親しみやすい講座やイベントの企画、地域交流の場づくりなどを通じて地域福祉や生活課題への関心を育み、参加へのきっかけを提供します。

また、すべての世代を対象とした福祉教育や、テーマ別の学習を通じて、差別や排除のない共生社会の実現に向けた「福祉の心」を育みます。さらに、地域団体やNPOと連携しながら、ボランティア講座の開催や活動の推進を行い、地域に根ざした実践的な学びの場を広げています。

こうした多様な取り組みを通じて、一人ひとりが地域福祉に関わる力を身につけ、共に支え合う社会づくりに貢献できるよう地域住民の自助を支援します。

### 基本目標 2 みんなで考え支え合う仕組みづくり

---

地域福祉の充実には、住民一人ひとりが主体的に関わり、支え合う仕組みづくりが欠かせません。「みんなで考え支え合う仕組みづくり」では、地域の特性や強みを活かしながら、地区社会福祉協議会の活動や対話の場を通じて協働体制を築きます。

また、ふれあいや交流の場を広げることで、誰もが参加しやすく、互いに見守り合える環境づくりを進めます。さらに、福祉に関する情報や支援の仕組みを身近に感じられるよう、相談窓口の周知や福祉人材の育成にも力を入れています。学校・企業・関係団体等との連携を強化し、共同募金や善意銀行事業などを活用した協働の輪を広げることで、地域全体で支え合う仕組みの構築を目指します。

こうした取り組みを通じて、誰もが安心して暮らせる住民の互助による地域社会の実現を目指します。

### 基本目標 3 我々がともに生きる豊かな地域社会

---

誰もが安心して暮らし続けられる地域社会の実現には、支援を必要とする人だけでなく、支援する側も孤立させない、持続可能な支援体制の構築が求められます。「我々がともに生きる豊かな地域社会」では、既存のサービスや地域組織が連携し、共助による日常生活を支える仕組みを強化します。

個別の課題を地域全体で共有し、必要な支援につなげる体制づくりや、既存の制度では対応できない課題に対して新たな活動を設計するなど、柔軟で実効性のある取り組みを進めています。

また、災害時にも対応できる支援体制の整備や、社会福祉協議会の既存事業の継続・強化を通じて、誰もが住みやすいまちづくりを推進し、地域の中で支え合い、ともに生きる力を育むことで、豊かで包摂的な社会の実現を目指します。

### 3 計画の体系

| 基本目標                        | 施策の方向  | 施策   |
|-----------------------------|--|--|
| I 私が学べる<br>地域福祉の場           | <b>1 地域福祉について知ろう・学ぼう</b><br>【地域福祉や生活課題への関心を育み、思いを受け止めて活動参加を後押しします】           | (1) 広報誌や SNS 等を活用した積極的な情報発信<br>(2) イベント企画運営による地域活動参加へのきっかけづくり                                      |
|                             | <b>2 体験し、福祉の心を育もう</b><br>【誰もが差別や排除されることなく、共に生きる力を育む福祉教育を推進します】               | (1) すべての世代を対象とした福祉教育の実施<br>(2) 対象・テーマ別の福祉学習の研究と実践  |
|                             | <b>3 ボランティア活動を知ろう<br/>・考えよう</b><br>【地域団体や NPO 等と連携し、全世代のボランティア育成を支援します】      | (1) 各種ボランティア講座の開催<br>(2) 各団体と連携したボランティア活動の推進   |
| II みんなで考え<br>支え合う<br>仕組みづくり | <b>1 支え合える地域について考えよう</b><br>【地域の特性や強みを話し合い、その地域でできる仕組みを考えます】                 | (1) 地区社会福祉協議会活動の推進<br>(2) 対話の場を通じた協働体制の構築  |
|                             | <b>2 地域のつながり・<br/>交流の場を広げよう</b><br>【ふれあい・交流の場を通じて、誰もが参加でき、互いに見守り合える環境を提供します】 | (1) 住民相互の支え合いと見守り活動の推進<br>(2) 子育て世帯向けのふれあい・交流の場の提供   |
|                             | <b>3 社会福祉協議会の協働の輪を<br/>広げよう</b><br>【学校・企業・関係団体等との連携体制の強化を図ります】               | (1) 社会福祉協議会の事業や共同募金を活用した事業の PR による協働体制の構築  |
| III 我々がともに生きる<br>豊かな地域社会    | <b>1 誰もが住みやすいまちをつくろう</b><br>【社会福祉協議会の既存のサービスや地域組織が協力した日常生活を支える支援体制づくりを目指します】 | (1) 相談者を孤立させないためのつながりの支援<br>(2) 個別課題を地域につなぐための体制づくり<br>(3) 災害に備えた支援体制づくり<br>(4) 既存の社会福祉協議会事業の継続・強化 |

## 4 地域福祉を推進するための圏域

地域福祉を推進するためには、福祉活動の主体や活動内容に応じて、適切な地域単位で重層的な圏域を設定することが重要です。そして、それぞれの圏域において取り組むべき課題や目標について、圏域を構成する関係者が共通の認識を持つことが、効果的な福祉活動の展開につながります。

小山市社会福祉協議会では、市内各地区に地区社会福祉協議会を設立し、きめ細かな福祉活動を推進しています。

### 大圏域（市全体のエリア）

主体：行政、社会福祉協議会、サービス提供事業者 など  
役割：サービス・情報提供体制、専門性の高い相談への対応、  
関係団体との連絡調整、市全体の総合的な施策の展開

### 中圏域（福祉圏域エリア）

主体：地区社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体 など  
役割：見守り活動の体制化、地域間の交流、地区全体での  
取組、生活課題の把握など小圏域福祉活動の基盤整備

### 小圏域 （隣近所・自治会など）

主体：市民一人ひとり、隣近所、自治会 など  
役割：あいさつ、声かけ、日常的な見守り、  
近所の支え合い、自治会の行事や地域交流、  
自主防災・防犯活動



## 第 4 章

### 地域福祉活動の展開

## 第4章 地域福祉活動の展開

### 基本目標Ⅰ 私が学べる地域福祉の場

#### I-1 地域福祉について知ろう・学ぼう

【地域福祉や生活課題への関心を育み、思いを受け止めて活動参加を後押しします】

##### ■ 現状

- ◆ 多くの方々に地域福祉への関心・理解を深めていただくため「広報誌」・「事業ガイド」の発行、イベント等を開催し情報発信を行っていますが、これからも更に福祉活動への関心を育めるよう続けていきます。

##### ■ 課題

- 地域活動への参加者の減少・若い世代の協力が得にくい等の課題があります。
- 「ボランティア活動」について、活動したことはない・活動のしかたがわからないといった意見があります。
- 「福祉活動に参加するきっかけ」として、助け合いの場や組織に関する情報を得やすくする・介護やボランティア活動に関する研修や体験を行うといった意見があります。
- 地域社会の問題に対して住民相互の協力のために、1人ひとりが責任を持ち自分でできることは自分でするよう心掛けるといった意見があります。
- 地区社会福祉協議会の名前は知っているが、活動内容をよく知らない方が大勢います。

##### ■ 解決策

- ◇ 福祉をわかりやすく伝える工夫をすること
- ◇ 広報誌やSNS等を活用した全世代に向けた情報発信
- ◇ 参加しやすい講座・イベント等にするための工夫・内容の再検討
- ◇ ボランティアへの意識・参加の啓発

## 施策と活動の方向性

### (1) 広報誌やSNS等を活用した積極的な情報発信

|      |   |
|------|---|
| 方針   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉・ボランティア活動の情報をタイムリーに発信し、住民の福祉の関心を高めます。</li> <li>● 広報誌やSNS等の様々なツールを活用し、多くの世代に向けた丁寧な情報提供ができるよう努めます。</li> </ul>  |
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ホームページ、フェイスブック、インスタグラム等を活用して、タイムリーでわかりやすい福祉情報の発信に努めるとともに、多くの方々からの意見・要望を受付・把握し、より良い事業運営ができるよう活用してまいります。</li> <li>● 講座やイベントに参加した方に、定期的に社会福祉協議会の事業情報を発信し、関心を持ち続けてもらうよう工夫します。</li> <li>● 地域のより身近な情報や心に響く記事を掲載し、地域福祉への理解を深めてもらうよう、社協だより「ふれあい」の充実を図ります。</li> </ul> |
| 方法   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会福祉協議会の様々な情報に加え、作成の際には住民にも参加していただき、地域の身近な活動事例や関係団体の活動情報も発信でき、住民に近い視点での広報誌になるよう進めます。</li> <li>● 広報誌やSNS等の編集に携わる職員・関係者間で、内容や編集方法について研究を進め、支援や活動に気軽に繋がれる情報発信を行います。</li> </ul>  |

### ■評価方法

|   | 令和8年度   | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 |
|---|---|-----|------|------|------|
| 情報発信方法の充実   | ・社協だより「ふれあい」の全世帯発行の継続及びホームページ、フェイスブック、インスタグラムの合計情報発信回数を増やします。<br>目標：全世帯配布 55,000 部、HP、SNS情報発信回数 150 回 |     |      |      |      |
| 様々な手法による地域福祉の情報発信 <ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア情報誌の発行やメーリング等による情報発信</li> <li>● SNS等、新たなメディアを活用した地域の身近な情報発信</li> </ul> |   |     |      |      |      |

|                |   |
|----------------|---|
| 市民・地域・団体等の取組活動 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭内で福祉について話し合います。</li> <li>● 社協だより「ふれあい」やホームページ、フェイスブック、インスタグラム等を通して得た情報を、必要な人に伝え共有します。</li> <li>● 一人ひとりが、地域のことを自分のこととして受け止め、自分でできることを考えます。</li> <li>● 社会福祉協議会の広報ツールを活用し、自分の地域・団体の情報を広く発信します。</li> </ul> |
|----------------|---|

## (2) イベント企画運営による地域活動参加へのきっかけづくり

|      |   |
|------|---|
| 方針   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 親しみやすく、参加しやすいイベント等を企画・実施し、様々な世代で参加者を増やし地域福祉活動を推進していきます。</li> </ul>   |
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ボッチャ等を活用した福祉スポーツをきっかけとした活動を取り入れます。</li> <li>● ふくし×スポーツフェスティバルを開催し、福祉関係者のみならず、多くの住民の参加を促すイベントの開催、また、幅広い世代でのボランティアを募集します。</li> </ul> |
| 方法   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 開催情報を広報誌やSNS等で分かりやすく積極的に周知します。</li> <li>● よりよい事業になるよう講座やイベント内容を随時見直します。</li> <li>● 関係団体や学校、企業等と連携し、地域で盛りあがるイベントを目指します。</li> </ul>  |

### ■評価方法

|  | 令和8年度  | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 |
|--|--|-----|------|------|------|
| 交流の機会<br>の検討   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講座、イベントの回数や参加者数等を増やします。</li> </ul> 目標：ボッチャ貸出 30 回、<br>ふくし×スポーツフェスティバル参加者数 200 名   |     |      |      |      |
| 親しみやすい講座・イベントの企画運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 体を動かす、交流する等、親しみやすく気軽に参加できる講座・イベントの開催</li> <li>● 講座、イベントに参加またはボランティアとして活動して下さった方への継続した活動のPRの実施</li> </ul> |  |     |      |      |      |
| 市民・地域<br>・団体等の<br>取組活動   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会福祉協議会のイベントをきっかけとして様々な福祉活動に参加していきます。</li> <li>● 家族・友人・知人にも声をかけて一緒に参加します。</li> <li>● 社会福祉協議会に、自分の地域で行っているイベントを紹介してみます。</li> </ul> |     |      |      |      |

## I-2 体験し、福祉の心を育もう

【誰もが差別や排除されことなく、共に生きる力を育む福祉教育を推進します】

### ■ 現状

- ◆ 福祉への理解を広げるために、学校や地域に福祉教育講師を派遣しています。また、地域で出前講座を開催し、将来に備えた福祉学習の機会づくりを行っていますが、今後も地域共生社会への理解促進が必要です。

### ■ 課題

- 地域住民の多くがボランティア活動をしたことはないと答えています。
- 高齢者支援活動に比べ障がい者支援活動が少なく「障がい」に対する理解が十分ではないとの意見があります。
- 地域共生社会について、理解促進が必要です。

### ■ 解決策

- ◇ ライフステージやテーマ別にした福祉教育プログラムの開発・提供
- ◇ 身近な人と一緒に考える、交流できる機会や場所の設定
- ◇ 福祉をわかりやすく伝える工夫
- ◇ 福祉に関心を持ってもらえるような福祉講座の工夫
- ◇ 学んだ知識を家族や地域で相互共有できる意識の向上

## 施策と活動の方向性

### (1)すべての世代を対象とした福祉教育の実施

|      |   |
|------|---|
| 方針   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校や福祉施設におけるボランティア活動等体験学習や福祉教育の機能充実を図り、地域福祉活動への理解と参加への促進に努めます。</li> <li>● 学校、家庭、地域、社会福祉協議会がつながりを持ち、関わりのあるすべての人々に福祉教育の理解を深めるよう支援します。</li> </ul>  |
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 小・中学校への手話・点字等の講師派遣、指導者養成を行います。</li> <li>● サマーボランティアスクールを開講し、福祉ボランティアについての理解を深めます。</li> <li>● 指導にあたる先生や講師の福祉教育への理解を深め、内容の充実に向けて支援します。</li> <li>● 福祉教育を体験し、ボランティアや福祉に対する理解、実感したことを学校、家庭、地域、社会福祉協議会で共有し、日常生活や地域で活かせるようにします。</li> <li>● 福祉に関する標語の募集を行い、関心を高めます。</li> </ul> |
| 方法   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉教育推進団体、講師、先生との情報交換を行い、福祉教育プログラムが固定化されないよう図ります。</li> <li>● 児童・生徒と保護者が一緒に学ぶ機会をつくり、幅広い世代で福祉教育を実践します。</li> <li>● 児童・生徒が福祉教育で学び、感じたことは感想文として見える化し、学校とも共有します。</li> </ul>   |

### ■評価方法

|                | 令和8年度   | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 |
|----------------|---|-----|------|------|------|
| 福祉教育の内容の充実     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サマーボランティアスクールの参加者数を増やします。<br/>目標：参加者数 90 名</li> <li>・ 講師派遣、物品貸し出し等の福祉教育の実施数を増やします。<br/>目標：講師派遣年 35 回、物品貸し出し年 30 回</li> </ul> |     |      |      |      |
| 福祉教育の機会及び内容の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉に対する理解を深め、ボランティアや障がい福祉理解へのきっかけづくり</li> <li>● 児童・生徒が多様な生き方に触れ、相手を理解する心を養う機会づくり</li> </ul>                                   |     |      |      |      |

|                |   |
|----------------|---|
| 市民・地域・団体等の取組活動 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童・生徒の学びが生きた体験・実感につながるよう家庭や地域の環境を整えます。</li> <li>● 児童・生徒と共に学びながら、日常生活で実践を促します。</li> </ul> |
|----------------|---|

## (2)対象・テーマ別の福祉学習の研究と実践

|      |   |
|------|---|
| 方針   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 世代や集団に応じた福祉学習を研究し、幅広い世代へ福祉教育を推進します。</li> <li>● ボランティア養成講座や出前講座等の普及・啓発的な内容から参加型学習会等実践に結びつけるものまで、福祉教育の内容を研究し、充実を図ります。</li> </ul>                             |
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● それぞれの世代やライフステージに合わせた福祉学習・講座を提供します。</li> <li>● 災害、障がい、権利擁護、終活等テーマ別に検討、アンケートによる振り返りを行い研究します。</li> <li>● 講座や実践を繰り返すことで、福祉教育のノウハウを蓄積させ職員間で共有していきます。</li> </ul> |
| 方法   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 職員による出前講座や福祉教育のメニューづくりを進めます。</li> <li>● 関係機関・団体等と取り組みを把握し、協力しながら進めます。</li> <li>● ボランティア団体や講座受講者等から、周知活動や教育推進リーダーを行ってくれる人材を発掘、育成を目指します。</li> </ul>          |

### ■評価方法

|   | 令和8年度  | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 |
|---|--|-----|------|------|------|
| 福祉学習の実践   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出前講座やボランティア入門講座等実施回数を増やします。</li> <li>目標：講座実施回数8件</li> </ul> |     |      |      |      |
| 対象・テーマ別の福祉学習の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「福祉のまちづくり」のための世代に応じた出前講座やボランティア入門講座の実施</li> <li>● 災害、認知症、終活、障がいへの理解、権利擁護等テーマに応じた講座の実施</li> </ul> |  |     |      |      |      |

|                |  |
|----------------|--|
| 市民・地域・団体等の取組活動 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 出前講座やボランティア入門講座を利用・活用し、福祉についての理解を深めます。</li> <li>● 講座で学んだことを人に伝え、「福祉のまちづくり」の仲間をつくります。</li> </ul> |
|----------------|--|

## I-3 ボランティア活動を知ろう・考えよう

【地域団体やNPO等と連携し、全世代のボランティア育成を支援します】

### ■ 現状

- ◆ ボランティア活動に理解を深め、実践できる人材を増やすための講座を開設するとともにボランティア活動への支援を行っていますが、若年層の関心が低い傾向にあります。

### ■ 課題

- 社会福祉協議会に登録している団体数は安定しており、開催講座においては受講後、活動に興味を持ち団体へ加入する方もいますが、加入者の高齢化が進んでいます。
- 担い手となる若年層の関心が低い傾向にあります。
- 住民の9割近くの方は、依然としてボランティア経験がありません。
- ボランティア経験がない人が多い理由の1つに「どのように参加すれば良いのかわからない」という意見があります。

### ■ 解決策

- ◇ ボランティア活動の情報提供と参加へのきっかけづくり
- ◇ 学生や退職者等の参加・活用の促進
- ◇ 若い世代の福祉活動への参加促進
- ◇ ボランティアの活動拠点の整備
- ◇ ボランティア養成講座受講者同士の横の連携づくりへの支援

## 施策と活動の方向性

### (1) 各種ボランティア講座の開催

|      |  |
|------|--|
| 方針   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域活動やボランティア活動について、地域住民の理解を深め協力者を増やしていくことで地域福祉活動を実施する人材を増やしていきます。また、地域福祉活動を推進するリーダーの役割を担う人材を育成します。</li> </ul>  |
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治会や民生委員児童委員をはじめ、地域を支えるボランティア活動について理解してもらう機会をつくり、協力者を増やします。</li> <li>● ボランティア養成講座等を実施し、個々のボランティア・関係団体をつなぎ、活動しやすい環境をつくりまます。</li> <li>● 生活支援ボランティア講座等を実施し、地域の担い手を増やします。</li> <li>● ボランティア活動を報告する場づくりを進めます。</li> </ul> |
| 方法   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア・関係団体、地域の各団体と連携しながら進めていきます。</li> <li>● 広報誌・SNS・各講座等を活用し啓発を行います。</li> </ul>  |

### ■評価方法

|                     | 令和8年度  | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 |
|---------------------|--|-----|------|------|------|
| 福祉活動を担う人材の育成        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援ボランティア講座等の実施回数を増やします。<br/>目標：講座実施回数7回</li> <li>・ボランティア養成講座の受講者数と、その後のボランティア団体加入者数を増やします。<br/>目標：受講者数35人、団体加入者数10人</li> </ul> |     |      |      |      |
| ボランティアや生活支援を担う人材の育成 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア、地域の見守り・支え合いの人材の育成</li> <li>● 各種団体の活動の啓発と情報交換</li> </ul>  |     |      |      |      |
| 市民・地域・団体等の取組活動      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 手話・点字・朗読等の技術ボランティア、居場所づくり・外出支援等の生活支援ボランティアに関心を持ち参加します。</li> <li>● 自治会や民生委員児童委員等の活動に関心を持ち、活動に協力します。</li> </ul>                   |     |      |      |      |

## (2)各団体と連携したボランティア活動の推進

|      |  |
|------|--|
| 方針   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア活動に関する情報を積極的に発信し、参加・活動の仕方がわからない人を活動に結びつけられるよう支援します。</li> <li>● ボランティア活動を安心して行えるよう、ボランティアコーディネートや活動団体への支援等ボランティアセンターとして環境整備を行います。</li> </ul>                           |
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高校、大学、シルバー大学校等と連携し、幅広い世代へ積極的な働きかけを行います。</li> <li>● ボランティアセンターとして、ボランティアに関する情報収集・発信を充実させ、ニーズとサービスをコーディネートし活動の活性化を図ります。</li> <li>● 活動場所の調整やボランティア保険の支援等、環境整備を行います。</li> </ul> |
| 方法   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア活動希望者の「おやまお助け隊」への登録やボランティア活動のマッチングを行います。</li> <li>● 市民活動センター等と連携し、ボランティアの推進に取り組みます。</li> </ul>  |

### ■評価方法

|   | 令和8年度  | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 |
|---|--|-----|------|------|------|
| ボランティアセンター機能の充実   | ・ボランティア活動の相談、要請件数とコーディネート件数及びボランティア保険の加入件数を増やします。<br>目標：要請件数 28 件、コーディネート 60 件、保険加入合計 37,000 人   |     |      |      |      |
| <b>ボランティア活動の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● SNSやメールを活用した若年層への情報発信</li> <li>● ボランティアに関する情報管理</li> <li>● ボランティア相談によるニーズ把握とボランティア希望者の適切なコーディネート</li> </ul> |  |     |      |      |      |
| 市民・地域・団体等の取組活動  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア活動に興味を持ち、参加するよう心掛けます。</li> <li>● 友人や知人を誘ってみんなで活動に参加します。</li> <li>● 必要な時には、ボランティアについて相談します。</li> </ul> |     |      |      |      |

## 基本目標Ⅱ みんなで考え支え合う仕組みづくり

---

### Ⅱ－1 支え合える地域について考えよう

【地域の特性や強みを話し合い、その地域のできる仕組みを考えます】

#### ■ 現状

- ◆ 地域の課題を共有し、住民同士の主体的な助け合いによる課題解決に向け、地区社会福祉協議会への活動支援を実施していますが、仕事をしている方や学生を中心に理解を広めていく必要があります。

#### ■ 課題

- 近所付き合いが希薄化しています。
- 仕事や学業で忙しく近所や地域の様子がわからないといった意見があります。
- 日常生活で病気やケガで手助けが必要になった時、地域で安否確認や買い物の手伝いをしてほしいといった意見があります。
- 地域社会の問題に対する住民相互の協力のために、地域活動の相談窓口、側面的な援助体制を充実させることといった意見があります。
- 各分野の制度・サービスだけでは、対応できない地域課題があります。

#### ■ 解決策

- ◇ こどもから高齢者までみんなで支え合う地域の体制づくりと参加の促進
- ◇ 安否確認や買い物・外出支援等地域での支え合い活動
- ◇ 地区社会福祉協議会活動への支援と未設置地区への活動の周知
- ◇ 既存組織のネットワーク化・地域資源の活用
- ◇ それぞれの地域特有の困りごとについて、専門家や専門外を含めた解決策の検討

## 施策と活動の方向性

### (1) 地区社会福祉協議会活動の推進

|      |   |
|------|---|
| 方針   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各地区社会福祉協議会の活動や小地域単位での活動を支援し、住民主体による共に支え合う地域づくりに取り組みます。</li> <li>● 地区社会福祉協議会未設置地区の設立への働きかけを継続し、地域福祉推進のための基盤を市内全域にわたり整備できるよう努めます。</li> </ul>   |
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地区別に担当職員を配置し、地域活動に積極的に参加することで、地域とのつながりを強化し、活動を支援します。</li> <li>● 各地区社会福祉協議会が、地域独自の強みを活かした取り組みが実施されるよう、地区社会福祉協議会ごとに応じた事業計画や小地域福祉活動計画の策定を支援します。</li> <li>● 小地域単位での活動の中で見えてきた地域独自の困りごとや課題等に対して、地域住民や専門家等を集めて考える場をつくります。</li> </ul> |
| 方法   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地区担当職員、生活支援コーディネーター、各事業担当社協職員が連携し、地域福祉活動を推進していきます。</li> </ul>  |

### ■評価方法

|   | 令和8年度   | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 |
|---|---|-----|------|------|------|
| 地域福祉活動の推進   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各地区社会福祉協議会の独自の活動内容を整理・紹介し、他地区との共有を図ります。</li> </ul>                                   |     |      |      |      |
| 地区社会福祉協議会活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地区のアセスメントに基づく住民主体の活動支援</li> <li>● 各地区社会福祉協議会の活動についての啓発</li> <li>● 地域固有の個別課題を地域につなぐための体制づくり</li> </ul> |   |     |      |      |      |
| 市民・地域・団体等の取組活動  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地区社会福祉協議会について理解を深めます。</li> <li>● 自分がもし将来助けが必要になった際、地域でどのような援助をして欲しいか考えます。</li> </ul> |     |      |      |      |

## (2)対話の場を通じた協働体制の構築

|      |  |
|------|--|
| 方針   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域資源を活かした日常生活支援ボランティアの育成・組織化を図ります。</li> <li>● 有償ボランティアによる生活支援サービス整備も視野に入れ、地域包括ケアシステムの整備・充実に向けた取り組みを推進します。</li> </ul>   |
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要な生活支援サービスのうち、ボランティアが担う支援内容の調査・研究を行います。</li> <li>● 有償ボランティアの位置付けを明確にし、組織化・活動支援を行います。</li> <li>● 第1層協議体を設置し、行政、民間福祉団体、NPO団体等と連携しながら支援体制づくりに取り組みます。</li> </ul>   |
| 方法   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各高齢者サポートセンターの生活支援コーディネーターや近隣市町社会福祉協議会の生活支援コーディネーターで取り組み状況等を情報共有し、連携しやすい環境整備を行います。</li> <li>● 移動支援「外出を支え隊」や買い物支援等活動の支援を継続し、ゴミ問題等新たな課題についての支援の検討を行います。</li> <li>● 広報誌、SNS、メディアの協力等により活動を啓発します。</li> </ul> |

### ■評価方法

|  | 令和8年度   | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 |
|--|---|-----|------|------|------|
| 生活支援ボランティアの強化  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援体制整備事業による活動を集約し評価します。</li> <li>・移動支援「外出を支え隊」の登録ボランティア数を増やし、地域での活動展開につなげられるよう目指します。</li> </ul> 目標：登録ボランティア 25 人、利用者数 45 人、利用回数 240 回 |     |      |      |      |
| 住み慣れた地域で安心して暮らすための協働体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の地縁団体、民間福祉団体、NPO団体と連携した必要な生活支援の把握</li> <li>● 生活支援のための登録ボランティアの育成、組織化、活動体制の整備</li> <li>● 広報誌、SNS、メディアを活用した活動の啓発</li> </ul> |   |     |      |      |      |
| 市民・地域・団体等の取組活動   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 出掛ける際に近所の人に対して少し気にかける、関心を持つよう心掛けます。</li> <li>● 生活支援ボランティアや地域ボランティア活動について協力します。</li> </ul>  |     |      |      |      |

## Ⅱ－２ 地域のつながり・交流の場を広げよう

【ふれあい・交流の場を通じて、誰もが参加でき、互いに見守り合える環境を提供します】

### ■ 現状

- ◆ 地域ボランティア会、いきいきふれあいセンター、友愛サロン、子育て広場など既存のふれあい・交流の場と関係づくりを進めていますが、具体的活動の周知・啓発が必要です。

### ■ 課題

- ひとり親世帯、核家族の増加により子育て支援が届きにくく、情報が不足しているという意見があります。
- こどもが安心して遊べる場所やイベントが不足しているという意見があります。
- ひとり暮らしの高齢者が増加しており、家族からの支援もなく孤立しているという意見があります。
- 近所付き合いが希薄化しています。

### ■ 解決策

- ◇ 世代間交流の場の拡大
- ◇ 住民相互の支え合いと、地域住民の中での協力者の発掘
- ◇ 地区社会福祉協議会への参加と活動
- ◇ 日頃からのあいさつと、気にかける関係
- ◇ 交流の場に関する情報提供

## 施策と活動の方向性

### (1) 住民相互の支え合いと見守り活動の推進

|      |   |
|------|---|
| 方針   | ● 地域の地縁団体と連携し、近所付き合いや地域住民の支え合いの大切さを呼びかけ、見守り活動を推進していきます。 |
| 実施内容 | ● 老人クラブや地域ボランティア会と連携し、ひとり暮らし高齢者等の友愛訪問事業を行います。           |
| 方法   | ● 75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、会員が日用品を届けながら訪問し声掛けを行います。          |

### ■評価方法

|                 | 令和8年度   | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 |
|-----------------|---|-----|------|------|------|
| 見守り・支え合い活動の推進   | ・ひとり暮らし高齢者等の友愛訪問事業対象者数を増やします。<br>目標：友愛訪問事業対象者数 100名   |     |      |      |      |
| 地域のつながり・交流の場の拡大 | ● ひとり暮らし高齢者等の友愛訪問事業における、困りごとや不安の相談があった場合の専門機関や市の事業との連携<br>● 地域ボランティア会、いきいきふれあいセンター、友愛サロン等活動・交流の場への情報提供の実施 |     |      |      |      |
| 市民・地域・団体等の取組活動  | ● 地域住民が相互に気を配り、声掛け等を行うよう心掛けます。  |     |      |      |      |

## (2)子育て世帯向けのふれあい・交流の場の提供

|      |   |
|------|---|
| 方針   | ● 子育て世帯に呼びかけ、ふれあい・交流の場の充実を図ります。                   |
| 実施内容 | ● ボランティアグループと協力し、おもちゃ図書館を開館します。                   |
| 方法   | ● 学生ボランティアの参加も得ながら、たくさんの親子がおもちゃを通して交流を図れるよう支援します。 |

### ■評価方法

|   | 令和8年度  | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 |
|---|--|-----|------|------|------|
| 見守り・<br>支え合い活動<br>の推進   | ・おもちゃ図書館利用者数と協力ボランティアの人数を増やします。<br>目標：利用者数延 900 人、協力ボランティア数延 90 人                                    |     |      |      |      |
| 地域のつながり・交流の場の拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>● おもちゃ図書館による、親子の交流及び情報交換の機会の提供。</li> <li>● 広報誌やSNSを活用した子育て世帯への情報発信。</li> </ul> |  |     |      |      |      |
| 市民・地域<br>・団体等の<br>取組活動  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域のふれあい・交流の場に参加・協力します。</li> <li>● 民間企業も活動に協力します。</li> </ul> |     |      |      |      |

## Ⅱ－３ 社会福祉協議会の協働の輪を広げよう

【学校・企業・関係団体等との連携体制の強化を図ります】

### ■ 現状

- ◆ 地域に根づいた社会福祉協議会の運営のために、理事会、評議員会、委員会を通じて、社会福祉協議会の事業を地域の方に報告しています。また、社協ガイドやリーフレットを作成し、活動内容を周知していますが、社会福祉協議会の活動の理解促進へ向けた啓発がまだまだ必要です。

### ■ 課題

- 社会福祉協議会の会員数が減少しています。
- 地域活動を行っている方からは、要望や相談を行う機関として期待されています。
- 地域住民の中には、市と社会福祉協議会の活動の違いがわからないという意見があります。

### ■ 解決策

- ◇ ボランティア活動や福祉教育を通じた、全世代に関連した福祉活動の啓発
- ◇ 住民主体による地域福祉活動の啓発
- ◇ 地域活動を行っている方やそうでない方からの福祉に関する相談の総合窓口としての体制づくり
- ◇ 地域福祉活動を支える社協会員制度や共同募金活動の啓発

## 施策と活動の方向性

### (1) 社会福祉協議会の事業や共同募金を活用した事業のPRによる協働体制の構築

|      |  |
|------|--|
| 方針   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会福祉協議会の事業や会員制度について、広く地域住民に知っていただけよう普及・啓発活動を行います。</li> <li>● 「福祉のまちづくり」の協働の仕組みとしての共同募金の理解を深めます。</li> </ul>                                |
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会福祉協議会を楽しく知り身近に感じてもらえるような活動を展開します。</li> <li>● 広報誌やSNS等を活用し、社会福祉協議会の活動を啓発します。</li> <li>● 学校や企業、関係団体等と交流を深めながら共同募金活動を発展させていきます。</li> </ul> |
| 方法   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会福祉協議会が実施するイベントや日々の事業、業務の中で周知活動を行います。</li> <li>● 共同募金の配分事業の内容を、赤い羽根データベース「はねっと」等ホームページやWEBサイトも活用しながらわかりやすく普及・啓発していきます。</li> </ul>        |

### ■評価方法

|                               | 令和8年度  | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 |
|-------------------------------|--|-----|------|------|------|
| 「福祉のまちづくり」の推進                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社協会費等の収入を活用した社会福祉協議会の自主事業の実績、共同募金等を活用した事業の実績及び地域福祉活動への寄付金の配分・還元等の実績により評価します。</li> </ul>   |     |      |      |      |
| 寄付や募金を活用した「福祉のまちづくり」の仕組みの理解促進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報誌、SNS、社協ガイドを活用した社会福祉協議会活動の周知活動の実施</li> <li>● 楽しく福祉や地域福祉活動を知ることができるイベントを開催</li> <li>● 共同募金と「福祉のまちづくり」の協働の仕組みについて学ぶ機会の提供</li> </ul> |     |      |      |      |
| 市民・地域・団体等の取組活動                | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会福祉協議会について関心を持ちます。</li> <li>● 共同募金運動の仕組みや活用方法について社会福祉協議会に相談してみます。</li> </ul>   |     |      |      |      |

## 基本目標Ⅲ 我々がともに生きる豊かな地域社会

### Ⅲ－１ 誰もが住みやすいまちをつくろう

【社会福祉協議会の既存のサービスや地域組織が協力した日常生活を支える支援体制づくりを目指します】

#### ■ 現状

- ◆ 災害に備え、防災に関するイベントや講座を開催しており、災害時には、災害ボランティアセンターを運営していますが、継続した活動が必要です。
- ◆ 生活困窮者支援、権利擁護支援等、高齢者、障がい児者等を対象に在宅生活を支える福祉サービス・事業を実施していますが、今後もニーズの増加が予想されます。

#### ■ 課題

- 災害時の避難・助け合いや防災に対する関心が高まっています。
- 高齢の親が障がいの子を支えるといった 8050 問題等の相談が多様化してきています。
- 認知機能の低下等により、日常生活がうまくいなくなり生活困窮に陥っている問題があります。
- 多様化した課題に対して高齢者や障がい児者等を支援している専門職も、各分野の個別の支援では対応できない事例もあります。
- 高齢者や障がい者の終末期の不安や意思決定支援について相談が増えています。

#### ■ 解決策

- ◇ 災害時に備える防災体制の整備と災害ボランティア活動体制の整備
- ◇ 広い世代を対象とした生活困窮に関する相談を中心に、専門機関へのつなぎ支援や専門機関から紹介を受け支援するといった伴走支援の実施
- ◇ 高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう地域ぐるみで支援できる体制づくりや、専門機関の意思決定に関する後方支援を実施
- ◇ 高齢者サポートセンターやこども発達支援センター「たんぼぼ園」等既存の福祉サービス事業を継続・強化し、地域福祉部門と連携しながら在宅生活を継続するための支援を実施

## 施策と活動の方向性

### (1) 相談者を孤立させないためのつなぎの支援

|      |  |
|------|--|
| 方針   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活困窮に関する相談を中心とした総合相談を実施し、専門機関と連携しながら相談者の抱える問題を軽減し、自立に向けた支援を行います。</li> </ul>   |
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談者の生活状況のアセスメントを行い、自立した生活に向けて支援を行います。また、生活再建に向けて必要に応じ専門機関へつなぎ、支援を行います。</li> <li>● 専門機関が対応する個別課題解決のため、対応する既存事業での支援を行います。</li> <li>● 他機関からの要請により、緊急的に食糧支援が必要な状況において、即座に対応できるよう環境を整備していきます。</li> </ul> |
| 方法   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 電話、来所相談を随時受け付けします。</li> <li>● 状況に応じて、社協における既存事業での対応に加え、専門の他機関への紹介を行い世帯の自立につなげます。</li> <li>● 社協で実施している、緊急食料支援事業、赤い羽根緊急生活支援商品券支給事業、緊急生活一時資金(1万円)の貸付を、状況に応じて実施します。</li> </ul>                          |

### ■評価方法

|   | 令和8年度   | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 |
|---|---|-----|------|------|------|
| 生活困窮に対する支援  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援を次につなげていく、つなぎ支援の実施率向上を目指します。<br/>目標：全相談者に対して、70%以上の方に適切な機関を紹介します。</li> <li>・ 再支援率の減少を目指し、自立に向けた効果的な支援を考えます。<br/>目標：食糧支援における再支援率 30%以下(令和7年度約39%)<br/>商品券支給における再支援率 50%以下(令和7年度約86%)</li> </ul> |     |      |      |      |
| 市民や他機関から必要とされる支援、効果的な支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談者の次につながる支援を実施します。</li> <li>● 困窮者の支援を行っている関係機関との積極的な連携を図ります。</li> <li>● 十分な量の食糧の確保を目指し、市民、企業に対して積極的にアプローチを行います。</li> </ul> |   |     |      |      |      |
| 市民・地域・団体等の取組活動  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 食料の寄付や支援方法について学びます。</li> <li>● 気になる方がいたら社会福祉協議会に相談してみます。</li> </ul>  |     |      |      |      |

## (2)個別課題を地域につなぐための体制づくり

|      |   |
|------|---|
| 方針   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者や障がい者等が地域で安心して暮らすことができるよう、「あすてらすおやま」や「成年後見制度」の利用を支援します。</li> <li>● 各専門機関と連携し、高齢者や障がいのある人を地域ぐるみで支援できる体制づくりを推進します。</li> </ul>   |
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 判断能力に不安を感じる人の相談支援を行い、その判断能力に応じ「あすてらすおやま」や「成年後見制度」等適切な支援を行えるよう努めます。</li> <li>● 地域住民の協力で成り立つ生活支援員と連携し、金銭管理を中心とした見守り支援、意思決定支援を行います。また、市民後見人の発掘や育成を継続し行います。</li> <li>● 権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関として、相談受付や情報提供、法律関係等専門職や支援関係機関とのネットワーク構築を推進します。</li> </ul> |
| 方法   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「あすてらすおやま」や「成年後見制度」に関する相談受付や情報提供を行います。</li> <li>● 「あすてらすおやま」や「法人後見事業」の充実を図ります。</li> <li>● 中核機関として、普及・啓発やネットワーク構築のための協議会、個別課題に関するケース検討会議等を通じて関係機関の後方支援を行います。</li> </ul>   |

### ■評価方法

|   | 令和8年度   | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 |
|---|---|-----|------|------|------|
| 権利擁護支援の推進   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「あすてらすおやま」の相談件数、利用者数を増やします。<br/>目標：相談件数 4,000 件、利用者数 95 名</li> <li>・「中核機関」としての相談件数や関係機関との協議会・ケース検討会議を分析し評価します。<br/>目標：協議会・ケース検討会議年 5 回</li> </ul> |     |      |      |      |
| 個別課題を地域につなぐための体制づくりの推進  |   |     |      |      |      |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活支援員が支援を行うための後方支援</li> <li>● 法律関係等専門職と支援関係機関のつなぎ支援とネットワーク構築</li> <li>● 個別援助支援の実績の集約・データベース化と地域援助支援との協働</li> </ul> |   |     |      |      |      |
| 市民・地域・団体等の取組活動  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「あすてらすおやま」や「成年後見制度」について学びます。</li> <li>● 「思いつむぎノート」を活用し、万が一の事態へ備えます。</li> <li>● 生活支援員として活動に協力します。</li> </ul>                                      |     |      |      |      |

### (3) 災害に備えた支援体制づくり

|      |  |
|------|--|
| 方針   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害発生に備え、地域・関係団体・社会福祉協議会・行政がそれぞれ担う役割について、平常時から情報交換や周知活動を行います。</li> <li>● 災害時の助け合いの仕組みづくり、関係者とのネットワークづくり等、災害時に支え合える地域づくりを進めます。</li> </ul>   |
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会福祉協議会や行政の災害に備えた取り組み、市民や各団体の災害への具体的備え・対応等について情報提供を行います。</li> <li>● 災害や防災をテーマとして、関係機関や団体との協力体制について話し合います。</li> <li>● 災害時に災害ボランティアセンターを円滑に運営できるよう、職員の育成を進めます。</li> </ul>                   |
| 方法   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害ボランティアネットワークと資機材ボランティアネットワーク等関係機関・団体と定期的な情報交換を行い、活動を推進していきます。</li> <li>● 災害ボランティア講座や広報誌・SNS等を活用し、災害時助け合いの仕組み等情報提供を行います。</li> <li>● 近隣市町との社会福祉協議会とも協力しながら職員の災害支援について研鑽して行きます。</li> </ul> |

#### ■ 評価方法

|   | 令和8年度  | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 |
|---|--|-----|------|------|------|
| 災害に備えた支援体制づくり   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害ボランティア関係講座の参加者数や参加者の感想等により評価します。<br/>目標：講座参加者数 25 名</li> <li>・ 災害ボランティアネットワークの情報共有会議の回数を増やし、事業運営の進捗状況を進めます。<br/>目標：共有会議年3回</li> </ul> |     |      |      |      |
| 災害に備えた支援体制づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害ボランティアネットワーク「おやま防災」と資機材ボランティアネットワーク「ストックヤードおやま」の活動推進</li> <li>● 災害対応の実践力を養うための職員・スタッフの育成</li> </ul> |  |     |      |      |      |
| 市民・地域・団体等の取組活動  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害ボランティアセンターの役割について理解を深めるとともに、災害ボランティア養成講座を積極的に受講します。</li> <li>● 災害時の助け合い活動について、学び・考えます。</li> </ul>                                     |     |      |      |      |

#### (4) 既存の社会福祉協議会事業の継続・強化

|      |   |
|------|---|
| 方針   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢になっても、障がいがあっても、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう在宅生活を支える福祉サービスの充実を図ります。</li> </ul>  |
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の高齢者の総合相談窓口として高齢者サポートセンター事業を実施します。また、地域の高齢者福祉の中核機関として基幹型地域包括支援センターの事業を実施します。</li> <li>● 発達に不安のあるこどもの特性に応じた療育支援を行う「こども発達支援センターたんぽぽ園」の充実を図ります。</li> <li>● 高齢者・障がい者の個別な特性に応じて日常生活の継続、自立支援ができるよう訪問介護事業の充実を図ります。</li> <li>● 高齢者・障がい児者の自立支援や自己決定を尊重し、サービス計画を作成してサービス提供事業所との連携を図り、在宅介護支援センターや相談支援事業所「さくら」の運営を行います。</li> </ul> |
| 方法   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法等の関係法令に基づき、利用者の立場に立ったサービスの提供、事業所の適正な運営に努めます。</li> <li>● 行政と連携しながら在宅福祉サービス機能の充実を図ります。</li> </ul>  |

#### ■評価方法

|  | 令和8年度   | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 |
|--|---|-----|------|------|------|
| 在宅福祉サービス・事業の充実   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者サポートセンターの相談件数や基幹型地域包括支援センターの支援件数を増やします。<br/>目標：相談 1,400 件、支援 320 件</li> <li>・ 「たんぽぽ園」の利用者数を増やします。<br/>目標：児童発達支援 50 人、放課後等デイサービス 35 人</li> <li>・ 訪問介護事業のサービス提供者数を増やします。<br/>目標：サービス提供者数 65 人</li> <li>・ 在宅介護支援センターや相談支援事業所「さくら」のプラン作成人数により評価します。<br/>目標：在宅介護支援センタープラン作成人数 45 人<br/>「さくら」プラン作成人数 140 人</li> </ul> |     |      |      |      |
| 既存の社会福祉協議会事業の継続・強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基幹型地域包括支援センター事業強化のための必要な委託料の確保</li> <li>● 事業の増収を図るとともに、従事する職員の異動や採用に伴う研修体制の充実</li> </ul> |   |     |      |      |      |

|                |  |
|----------------|--|
| 市民・地域・団体等の取組活動 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢になっても障がいがあっても地域において自分らしく暮らしていけるよう、福祉サービスについて理解を深めます。</li> <li>● 近隣に福祉サービスの利用が必要な方がいる場合は、民生委員児童委員や関係機関に相談します。</li> </ul> |
|----------------|--|



# 資料編

## 1 計画策定までの経過

| 期 日                 | 内 容  |
|---------------------|--|
| 令和7年<br>4月～         | アンケート調査の集計分析、計画の課題の整理等   |
| 5月9日                | 地域福祉計画事業所向け懇談会(小山市福祉総務課主催)   |
| 7月31                | 小山市地域福祉活動計画推進委員委嘱状交付式<br>・委嘱状交付<br>第1回小山市地域福祉活動計画推進委員会<br>・計画の概要について<br>・第4期小山市地域福祉活動計画評価について<br>・第5期小山市地域福祉活動計画の基本的な考え方について |
| 12月11日              | 第2回小山市地域福祉活動計画推進委員会<br>・計画素案について 他   |
| 12月18日              | 第3回理事会<br>・計画策定の進捗状況報告 他   |
| 令和8年<br>1月13日～1月31日 | パブリックコメント実施  |
| 1月19日               | 第2回評議員会<br>・計画策定の進捗状況報告  |
| 1月～2月               | 計画の内容についての最終調整   |
| 2月25日               | 第3回小山市地域福祉活動計画推進委員会  |
| 3月12日               | 第4回理事会<br>・計画の内容について報告 他   |
| 3月27日               | 第3回評議員会<br>・計画の内容について報告 他  |

## 2 計画策定体制

### 小山市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 小山市地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)を推進するために、小山市地域福祉活動計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の推進に関すること
- (2) 計画の進捗状況への助言等に関すること
- (3) 前2号に掲げるものの他計画の推進に関し必要と認める事項

#### (組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から社会福祉法人小山市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

- (1) 社会福祉事業について知識・経験を有する者
- (2) 地域の代表者
- (3) 関係機関又は関係団体の代表者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 行政職員
- (6) その他会長が必要と認める者

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

#### (委員長の職務等)

第6条 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

#### (報告)

第8条 委員会は、計画の推進及び進捗状況等の結果を会長に報告するものとする。

#### (庶務)

第9条 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

#### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

(第5期小山市地域福祉活動計画)  
 小山市社会福祉協議会 地域福祉活動計画推進委員会 委員名簿  
 (任期：令和7年7月～令和9年7月)

| 構成組織 |                      | 氏名     | 役割等                           |
|------|----------------------|--------|-------------------------------|
| (1)  | 社会福祉事業について知識・経験を有する者 | 篠崎 一弘  | 【高齢者部門】<br>特別養護老人ホーム 栗林荘 常務理事 |
|      |                      | 石橋 須見江 | 【障がい者部門】<br>社会福祉法人パステル 理事長    |
|      |                      | 高橋 弘美  | 【児童部門】<br>NPO さくらネット小山 理事長    |
| (2)  | 地域の代表者               | 大関 幸司  | 小山市自治会連合会 大谷支部長               |
|      |                      | 松本 修一  | 小山市民生委員児童委員協議会 理事             |
| (3)  | 関係機関又は関係団体の代表者       | 古川 明美  | NPO 法人フードバンクとちぎ 理事長           |
|      |                      | 吉田 龍男  | 絹地区社会福祉協議会 会長                 |
| (4)  | 学識経験を有する者            | 結城 史隆  | 白鷗大学 名誉教授                     |
|      |                      | 松村 博子  | 手話サークル彩 顧問                    |
| (5)  | 行政職員                 | 福原 円   | 小山市保健福祉部長                     |



## 第5期小山市地域福祉活動計画

令和8年度～令和12年度

令和8年3月

社会福祉法人 小山市社会福祉協議会

〒323-0023

栃木県小山市中央町2丁目2番21号

小山市総合福祉センター 1F

TEL 0285-22-9501 FAX 0285-22-2940

HP <http://oyama-syakyo.or.jpss>



